

The background features a large, green-outlined circular seal of the Faculty of Law, Osaka University. The seal contains a central illustration of a scale of justice. The text 'FACULTY OF LAW' is written along the top inner edge, 'OSAKA UNIVERSITY' along the bottom inner edge, and 'OSAKA' along the right inner edge. The year '2026' is positioned at the bottom center of the seal.

令和8年度

学生ハンドブック

2026

大阪大学大学院法学研究科

授 業 時 間

第 1 時 限	8 : 50 ~ 10 : 20
第 2 時 限	10 : 30 ~ 12 : 00
第 3 時 限	13 : 30 ~ 15 : 00
第 4 時 限	15 : 10 ~ 16 : 40
第 5 時 限	16 : 50 ~ 18 : 20
第 6 時 限	18 : 30 ~ 20 : 00

大阪大学憲章

大阪大学は、開学以来の国立大学という組織を離れて、国立大学法人として新たに出発する。かねて大阪の地に根づいていた懐徳堂・適塾以来の市民精神を受け継ぎつつ、「地域に生き世界に伸びる」ことをモットーとして、それぞれの時代の社会の課題に応じてきた。歴史の大きな転換点をむかえつつあるいま、大阪大学が国立大学法人として新たな出発をするこの機に臨み、将来の豊かな発展を期して、あらためて自らの基本理念を以下のとおり宣言し、大阪大学の全構成員の指針とする。

1. 世界水準の研究の遂行

大阪大学は、人間そのものや人間が構成する様々な社会、及びそれを取り巻く環境や自然のあらゆる分野について、また、それら相互の関係について、その真理を探求し、世界最先端の学術研究の場となることをめざす。

2. 高度な教育の推進

大阪大学は、次代の社会を支え、人類の理想の実現をはかる有能な人材を社会に輩出することを、その目標とする。

3. 社会への貢献

大阪大学は、教育研究活動を通じて、「地域に生き世界に伸びる」をモットーとして、社会の安寧と福祉、世界平和、人類と自然環境の調和に貢献する。

4. 学問の独立性と市民性

大阪大学は、教育研究の両面において、懐徳堂・適塾以来の自由で闊達な市民的性格と批判精神やその市民性を継承し、発展させる。学問の本質を踏まえ、いかなる権力にも権威にもおもんねることなく、自主独立の気概のもとに展開する。

5. 基礎的研究の尊重

大阪大学は、すべての分野において基礎的・理論的な研究を重視し、世界水準の研究を自らの課題として、次世代においても研究のリーダーであることを標榜する。

6. 実学の重視

大阪大学は、実学の伝統を生かし、基礎と応用のバランスに配慮して、現実社会の要請に応える教育研究を実践する。

7. 総合性の強化

大阪大学は、総合大学としての特色を追求する。たんなる部局の集合体ではなく、人文科学・社会科学・自然科学・生命科学など、あらゆる学問分野の相互補完性を重視するとともに、新時代に適合する分野融合型の教育研究を推進する。

8. 改革の伝統の継承

大阪大学は、つねに世界に先駆けて新たな学問分野を切り拓き、それに見合った教育研究組織を生み出してきた自己革新の伝統を継承し、絶えざる組織の点検・再編に努める。

9. 人権の擁護

大阪大学は、その活動のあらゆる側面において、人種、民族、宗教、信条、貧富、社会的身分、性別、障がいの有無などに関するすべての差別を排し、基本的人権を擁護する。

10. 対話の促進

大阪大学は、あらゆる意味での対話を重んじ、教職員および学生は、それぞれの立場から、また、その立場を超えて、互いに相手を尊重する。

11. 自律性の堅持

大阪大学は、直面する課題に対し、構成員間の協調をとおして、自らの意思においてその解決を図る。

大阪大学の大学院教育システム

学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム Double-Wing Academic Architecture

大学院教育システム構築の背景と目的

現代社会には、SDGs に代表される様々な課題が数多く存在します。こうした複雑な社会課題を解決するには、それぞれのコアとなる専門的知見に加えて、広い視野から課題を多角的に捉え、多様なステークホルダーと柔軟に協働する力が求められます。

このような社会背景を踏まえて、大阪大学では、大学院での学びを皆さん自身がデザインすることができる新しい大学院教育システム「学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム” Double-Wing Academic Architecture”（以下「DWAA」という。）」を推進しています。

DWAA の考え方

DWAA は、研究科・専攻等における専門分野の教育（「知の探究」型教育）に加え、専門分野のコアの修得を前提として、新たに「知と知の融合」「社会と知の統合」の二つの方向に教育を広げていく点が特徴です。

知の探究

これまでの学術編成を尊重し専門分野を深め、専門家を育成する教育

従来の学術編成に基づいた研究科の専門分野における深い知識や高い技術を保持する人材を育成する教育です。

知と知の融合

いくつかの異なる学問・研究分野からなる複合領域を学修する教育

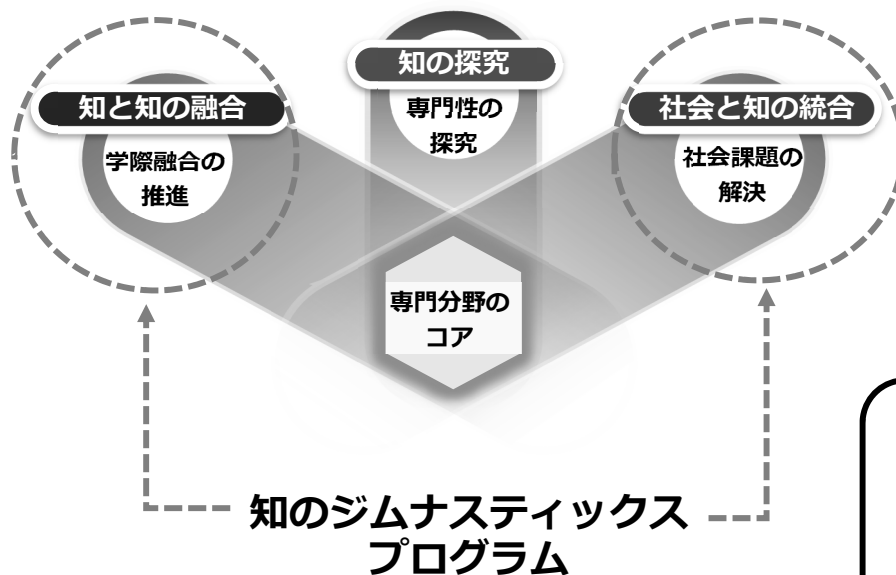
異なる分野にも視野を向け知的地平を広げられる教育を指します。新たな知識や技術の組み合わせを試みる創造的な活動を促進します。

社会と知の統合

社会課題に対する解決に向けての実践的な取り組みを通じて学修する教育

社会の様々なステークホルダーとともに解決すべき課題を発見して解決方法を創造し、さらに社会に実装することができる能力を育成します。授業の中で、社会課題の解決に実践的に取り組む機会を提供し、異なる背景を持った人々と意思疎通を図る能力や社会を変えようとする過程で直面する困難を乗り越える力量を身につけます。授業によっては、学外（社会、企業等）との接点を持った取組み等も含まれます。

学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム (Double-Wing Academic Architecture)



詳細はこちら



知のジムナスティックスプログラムとは

この DWAA の考え方にに基づき、「知と知の融合」「社会と知の統合」の二つの学際領域に分類される高度教養教育の教育プログラムを総称して「知のジムナスティックスプログラム」と呼び、専門分野の深化を目指す従来の大学院教育と併せて履修を推進しています。

大阪大学で展開している教育プログラムについては以下の QR コードからご確認ください。

教育プログラム



令和8（2026）年度 研究科行事予定

【博士前期課程（綜合法政・研究者養成・知的財産法プログラム）、博士後期課程】

（2026年4月1日～2027年3月31日）

	月 日 (曜)	事 項
春 学 期	4 月 2 日 (木)	入学式（新入生）
	4 月 3 日 (金)	新入生オリエンテーション
	4 月 10 日 (金)	春学期授業開始
	4 月 30 日 (木)	いちよう祭準備（授業休講）
	5 月 1 日 (金) ～ 3 日 (日)	大阪大学記念日、いちよう祭（授業休講）
	6 月 8 日 (月) ～ 12 日 (金)	春学期開講科目定期試験実施期間
	6 月 12 日 (金)	春学期授業終了
夏 学 期	6 月 15 日 (月)	夏学期授業開始
	8 月 4 日 (火) ～ 10 日 (月)	春～夏学期開講科目、夏学期開講科目定期試験実施期間
	8 月 10 日 (月)	夏学期授業終了
	8 月 11 日 (火) ～ 9 月 30 日 (水)	夏季休業
秋 学 期	10 月 1 日 (木)	秋学期授業開始
	10 月 31 日 (土) ～ 11 月 4 日 (水)	まちかね祭（準備・片付け日を含み授業休講）
	11 月 11 日 (水)	修士論文題名届提出期限（予定）
	11 月 26 日 (木) ～ 30 日 (月)、12 月 1 日 (火) ～ 2 日 (水)	秋学期開講科目定期試験実施日
	12 月 2 日 (水)	秋学期授業終了
冬 学 期	12 月 3 日 (木)	冬学期授業開始
	12 月 26 日 (土) ～ 1 月 3 日 (日)	冬季休業
	1 月 6 日 (水)	修士論文提出期限（予定）
	1 月 15 日 (金)	大学入学共通テストに伴う臨時休業日
	2 月 2 日 (火)、3 日 (水)、4 日 (木)	修士論文最終審査（予定）
	1 月 28 日 (木)、2 月 5 日 (金)～10 日 (水)	秋～冬学期開講科目、冬学期開講科目定期試験実施日
	2 月 10 日 (水)	冬学期授業終了
	3 月 25 日 (木)	学位記授与式

令和8（2026）年度 法学研究科学年暦

【博士前期課程（綜合法政・研究者養成・知的財産法プログラム）、博士後期課程】

○数字は授業回数を示す

月	日	月	火	水	木	金	土	
2026年 4月				1	入学式 2	3 研究科オリエンテーション	4	
	5	6	7	8	9	10 ①①	11	
	12	①① 13	①① 14	①① 15	①① 16	②② 17	18	
	19	②② 20	②② 21	②② 22	②② 23	③③ 24	25	
	26	③③ 27	③③ 28	昭和の日 29	いちょう祭 準備 30			
5月						1 いちょう祭	2 いちょう祭	
	3	みどりの日 4	こどもの日 5	振替休日 6	③③ 7	③③ 8	9	
	10	④④ 11	④④ 12	④④ 13	④④ 14	④④ 15	16	
	17	⑤⑤ 18	⑤⑤ 19	⑤⑤ 20	⑤⑤ 21	⑤⑤ 22	23	
	24	⑥⑥ 25	⑥⑥ 26	⑥⑥ 27	⑥⑥ 28	⑥⑥ 29	30	
	31	5月8日(金)は水曜日の振替授業実施日						
6月		⑦⑦ 1	⑦⑦ 2	⑦⑦ 3	⑦⑦ 4	⑦⑦ 5	6	
	7	⑧⑧ 8	⑧⑧ 9	⑧⑧ 10	⑧⑧ 11	⑧⑧ 12	13	
	14	⑨⑨ 15	⑨⑨ 16	⑨⑨ 17	⑨⑨ 18	⑨⑨ 19	20	
	21	⑩⑩ 22	⑩⑩ 23	⑩⑩ 24	⑩⑩ 25	⑩⑩ 26	27	
	28	⑪⑪ 29	⑪⑪ 30					
7月				⑫⑫ 1	⑫⑫ 2	⑫⑫ 3	4	
	5	⑬⑬ 6	⑬⑬ 7	⑬⑬ 8	⑬⑬ 9	⑬⑬ 10	11	
	12	⑭⑭ 13	⑭⑭ 14	⑭⑭ 15	⑭⑭ 16	⑭⑭ 17	18	
	19	海の日 20	⑮⑮ 21	⑮⑮ 22	⑮⑮ 23	⑮⑮ 24	25	
	26	⑯⑯ 27	⑰⑰ 28	⑰⑰ 29	⑰⑰ 30	⑰⑰ 31		
8月							1	
	2	⑱⑱ 3	⑲⑲ 4	⑲⑲ 5	⑲⑲ 6	⑲⑲ 7	8	
	9	⑳⑳ 10	山の日 11	夏季一斉休業 12 13 14			15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31						
9月			1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	敬老の日 21	国民の休日 22	秋分の日 23	24	25	26	
	27	28	29	30				
10月						①① 1	①① 2	
	4	②② 5	②② 6	②② 7	②② 8	②② 9	10	
	11	スポーツの日 12	③③ 13	③③ 14	③③ 15	③③ 16	17	
	18	④④ 19	④④ 20	④④ 21	④④ 22	④④ 23	24	
	25	⑤⑤ 26	⑤⑤ 27	⑤⑤ 28	⑤⑤ 29	⑤⑤ 30	31	
		10月16日(金)は月曜日の振替授業実施日						
11月	1	大学祭 2	文化の日 大学祭 3	大学祭 4	⑥⑥ 5	⑥⑥ 6	7	
	8	⑦⑦ 9	⑦⑦ 10	⑦⑦ 11	⑦⑦ 12	⑦⑦ 13	14	
	15	⑧⑧ 16	⑧⑧ 17	⑧⑧ 18	⑧⑧ 19	⑧⑧ 20	21	
	22	勤労感謝の日 23	⑨⑨ 24	⑨⑨ 25	⑨⑨ 26	⑨⑨ 27	28	
	29	⑩⑩ 30						
		11月5日(木)は月曜日の振替授業実施日						
12月			⑪⑪ 1	⑪⑪ 2	⑪⑪ 3	⑪⑪ 4	5	
	6	⑫⑫ 7	⑫⑫ 8	⑫⑫ 9	⑫⑫ 10	⑫⑫ 11	12	
	13	⑬⑬ 14	⑬⑬ 15	⑬⑬ 16	⑬⑬ 17	⑬⑬ 18	19	
	20	⑭⑭ 21	⑭⑭ 22	⑭⑭ 23	⑭⑭ 24	⑭⑭ 25	26	
	27	28	29	30	31			
2027年 1月							元日 1	
	3	⑮⑮ 4	⑮⑮ 5	⑮⑮ 6	⑮⑮ 7	⑮⑮ 8	9	
	10	成人の日 11	⑯⑯ 12	⑯⑯ 13	⑯⑯ 14	⑯⑯ 15	16	
	17	共通テスト ⑰⑰ 18	⑰⑰ 19	⑰⑰ 20	⑰⑰ 21	⑰⑰ 22	23	
	24	⑱⑱ 25	⑱⑱ 26	⑱⑱ 27	⑱⑱ 28	⑱⑱ 29	30	
	31							
2月		⑲⑲ 1	← 修士論文審査期間(予定) →			⑳⑳ 4	㉑㉑ 5	
	7	㉒㉒ 8	㉒㉒ 9	㉒㉒ 10	建国記念の日 11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	天皇誕生日 23	24	前期日程 25	26	27	
	28							
3月								
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	春分の日 22	振替休日 23	24	卒業式・大学院 学位記授与式 25	26	27	
	28	29	30	31				

※他研究科と同時開講している科目の授業の日程については、この学年暦によらない場合がありますので、シラバスや授業内で確認してください。

●・・・土・日・祝日及び休業日又は授業を行わない日を示す。

○数字はセメスター科目、●数字はターム科目の授業回数を示す。

・・・大学行事又は入試準備のための臨時休業日(予定)を示す。

“試”はターム科目、“験”はセメスター科目の定期試験期間を示す。

春学期：4月 1日 ~ 6月 12日	秋学期：10月 1日 ~ 12月 2日
夏学期：6月 15日 ~ 9月 30日	冬学期：12月 3日 ~ 3月 31日

令和8（2026）年度 学生ハンドブック 目次

時間割

大阪大学憲章

大阪大学の大学院教育システム

研究科行事予定・学年暦

法学研究科について	1
1. 法学研究科の教育理念と修了後の進路	1
2. 法学研究科のこれまで	1
3. 法学研究科のいま	2
法学研究科の教育プログラム	3
1. 修業年限と学位	3
2. カリキュラム	3
3. 担任教員・指導教員制	4
4. 法学研究科博士前期課程の修了要件単位	5
履修について	6
1. 履修手続について	6
2. グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度について	7
3. 知的財産法プログラムの履修について	7
4. 知的財産法プログラムの定期試験について	8
5. 追試験について	8
6. レポート試験における期限後の提出受理について	9
7. 授業科目の成績に対する異議申立制度について	9
8. 気象警報の発表時等における授業の取扱いについて	9
9. 履修についてわからないことは	11
10. 大学院副専攻プログラム、大学院等高度副プログラムについて	12
11. 高度教養モジュールについて	12
12. 学際融合教育科目について	12
13. コミュニケーションデザイン科目及びCOデザイン科目について	13
2026年度開講科目及び担当教員	14
勉学に対するサポート体制	20
1. 情報ネットワーク	20
2. ローライブラリー	20
3. 院生研究室及び院生コピー室	20

教育職員免許状の取得について	21
学位授与の申請について	22
I 修士学位	22
II 博士学位（課程博士）	23
学生生活について	28
1. 学生証	28
2. 住所等の変更及び各種届出	28
3. 健康診断及び健康診断証明書	28
4. 学生のみなさんへの連絡方法	28
5. 証明書類の発行	28
6. 集会及び団体	29
7. 掲示及び教室等の使用	29
8. 休学、復学、退学等の申請	29
9. 授業料の納入等について	30
10. 奨学金について	31
11. 学生教育研究災害傷害保険について	33
12. 海外留学について	35
13. 学生支援室	37
14. 国際交流・留学生相談室	37
15. 全学の相談窓口	38
大阪大学法学会の役割と入会のお願い	39
大阪大学法学部同窓会「青雲会」について	40
関連規程等	
大阪大学大学院法学研究科規程	41
大阪大学大学院学則	56
大阪大学学位規程	70
教員名簿	74
周辺図・講義室等案内図・豊中地区キャンパスマップ	77

法学研究科について

1. 法学研究科の教育理念と修了後の進路

法学研究科では、「現代科学技術の社会的基盤を成す、法政に関わる賢慮(prudence)の追求」を大学院教育の基本理念とします。これは、学部レベルまでに学んできたことを単に拡張すること、従来の政治・経済・社会の慣行の延長線上で即戦力となること、あるいはいたずらに先端的な課題を追い求めることとは全く違います。むしろ、法的ルールや歴史的に形成された社会構造についての深い造詣に基づき、現代法や公共政策に関する考察を加え、日本や世界の社会が今後有すべき諸秩序の構想に貢献できる人材を育成しようとすることを意味しています。その際に、情報技術を中心とした科学技術の発展が今後の社会の在り方に大きな影響を持つであろうことに鑑み、新しいテクノロジーに対して法や政治がいかに向き合うかについて考えることに、高いウェイトを置きます。すなわち、法学研究科は、「現実を忘れない柔軟さと、現実に流されない強靱さを持った思考ができる、21世紀の高度専門職業人」を養成しようとしているのです。

博士前期課程修了後の主な進路としては、シンクタンクやマスコミといった調査活動を行いその成果を公表する分野、企業法務や高等学校教員など高度な専門知識を要求される分野、国際・中央・地方の公務員(I種・上級職相当)など政策の企画立案に携わる分野を想定しています。博士後期課程に進学して、大学など研究機関の研究職を目指す道も開かれています。博士後期課程の修了者は多くが研究職に就いており、全国の国公立大学、私立大学に本研究科出身のスタッフがいます。

2. 法学研究科のこれまで

これからみなさんが学ぶ大阪大学大学院法学研究科は、45名以上の教員を擁して研究、教育、社会的貢献を活発に行っている、進取の気風と伝統を併せ持った大学院です。

本学は、1931(昭和6)年大阪帝国大学として設立されましたが、大学院法学研究科は戦後の1948(昭和23)年に誕生しました。本学法学部の源流は1948年法文学部法学科設置にさかのぼることができますが、この時に旧制大学院も発足したのです。設立に当たっては、瀧川幸辰、宮本英雄、我妻栄といった当時の著名な法律学者が関与しました。法文学部はその後文学部と法経学部とに分離し、さらに1953(昭和28)年法経学部が法学部と経済学部に分かれ、法学科は単独の学部となりました。同年に、新制の大学院法学研究科が設置されました。

最初の頃の法学研究科は民事法第一、民事法第二、民事法第三、民事法第四、民事法第五、民事法第六、法制史第一、法制史第二および法理学の8講座からなる民事法学専攻(修士課程・博士課程)のみで発足しましたが、1955(昭和30)年度に憲法、行政法第一、刑事法第一、国際法及び政治学の5講座からなる公法学専攻(修士課程・博士課程)が設置されました。

その後、法学・政治学の研究教育を充実させ、また新しい分野が現れるのに対応するため、漸次刑事法第二、政治学第二、労働法、商法第二、行政学、地方自治法・税法、国際取引法、国際行動論、国際経済法、比較法文化論、比較法政論などの講座を設置してゆきました。特に国際関係の分野の充実が顕著でした。

この間法学研究科は法学、政治学を専門とする優れた研究者や法曹関係者を育成してきましたが、社会的ニーズの多様化に応える試みも始められました。1983(昭和58)年度からは、研究者志望学生のためのAコースと、修士号のみを取得することを希望する者に対応するBコースを区分する制度を設けました。一方、大学院生の専攻分野を大きく民事法学専攻と公法学専攻に分け、民事法学専攻には、民事法学、国際関係法学、基礎法学の3コースを、公法学専攻は、公法学、国際関係法学、基礎法学、政治学行政学の4コースを設ける制度も発足させました。さらに1998(平成10)年度より、高度専門職業人の養成という社会や学生のニーズに応える

ため、司法試験・公務員試験等の資格試験受験者を主な対象とした教育カリキュラムを博士前期課程に導入し、Cコースとしました。また1997(平成9)年度から社会人特別選抜制度を導入しました。その結果、企業法務のベテラン、弁護士、司法書士など社会人経験者が入学し、教員および院生に対して大きな刺激を与えるようになりました。これらの改革の実績をふまえ、1999(平成11)年度からは大学院を中心とする組織への改組を行い、「大学院大学」への道を歩み始めたのです。2000(平成12)年夏には新しい大学院棟を竣工するなど、研究・教育施設の飛躍的充実も図られました。

2004(平成16)年度からの法学研究科は、ロースクール(高等司法研究科)の設置に伴って適切な分業関係を構築するためだけではなく、今後の日本社会や国際社会における法学・政治学の専門知識を持つ人材の必要性に鑑みて、博士前期課程(修士課程)レベルにおける体系的な高度専門職業人養成と、博士後期課程レベルにおける高水準の研究者養成という課題に応える、新しい制度とカリキュラムから成る体制に移行しました。2008(平成20)年度からは、前期課程に高度職業人養成のための「公共法政プログラム」、研究者養成のための「比較法政プログラム」に加えて、知的財産法の分野の実務家や研究者を育てるための「知的財産法プログラム」を新設しました。2011(平成23)年度には、さらに、「公共法政プログラム」を「総合法政プログラム」と、「比較法政プログラム」を「研究者養成プログラム」と、それぞれ名称を改めました。

3. 法学研究科のいま

近年、法学研究科は、とりわけ国際化に力を入れ、外国人教員による講義や外国人講師を招いての講演などを通して、国際交流に力を注いでいます。さらに清華大学法学院、華東政法大学、トゥールーズ第一大学、ベルリン自由大学、ブレーメン大学、モントリオール大学、ボンド大学といった海外の著名な大学と学術交流協定を結び、学生の交換、教員の交流など積極的に行っています。大学院生にとっても、知的交流の格好の機会となっており、在学中に外国の大学へ留学する人も増えてきています。

法学研究科は、国際交流の一環として外国からの留学生を積極的に受け入れ、学生が個人的にも外国の文化や考えに接することができるように、努力しています。現在、法学研究科と法学部を合わせて90名の留学生が在籍しています(2025[令和7]年5月1日現在)。

また、本研究科は、教育・研究の基礎をなす研究図書の実質に力を注いでいます。法学関連図書のうち、佐々木文庫、斎藤文庫、およびタンク文庫は、それぞれ斯学の先達である佐々木惣一博士、斎藤常三郎博士、アンドレ・タンク教授の学殖を伝える資料として保存されています。法学研究科資料室の充実は顕著で、学外の方も頻繁に利用しておられます。

さらに、法学部、法学研究科、高等司法研究科の学生と教員を中心に、本学で法学や政治学を学び、研究する人たちが、相互に協力し合い、知的研鑽をはかることを目的として大阪大学法学会が設けられています(1951[昭和26]年設立)。大阪大学法学会は、国内外から招いた研究者による講演会やスタッフ・セミナーを開催するほか、学術雑誌として『阪大法学』を年6号刊行しています。『阪大法学』には会員の論説、判例研究、翻訳、資料などが収録され、現在第75巻(通巻第360号)に達しています。また、1952(昭和27)年に創刊された『Osaka University Law Review』は、年1回発行され、現在第73号に達しています。

法学研究科の教育プログラム

1. 修業年限と学位

博士前期課程の標準修業年限は2年で、所定の科目を30単位以上履修し論文審査及び口述試験に合格することによって修了します。修了者には「修士(法学)」の学位を授与します。博士後期課程の標準修業年限は3年で、8単位以上を修得し論文審査及び口述試験に合格することによって修了します。修了者には、「博士(法学)」の学位を授与します。

博士前期課程・後期課程とも、修了に必要な単位を修得しており、優れた研究業績をあげた学生については、本人が希望し、かつ、とくに研究科教授会が認めた場合に限り、標準修業年限より短い在籍期間で学位の授与を申請することができます。

また、博士後期課程については、3年以上在籍し修了に必要な単位を修得していれば、退学後3年以内に論文を提出して、博士学位(課程博士)の授与を申請することができます。

2. カリキュラム

・ 博士前期課程

法学研究科には、研究科が対象とする分野を総称する制度上の専攻として「法学・政治学」が置かれていますが、みなさんの関心に即したカリキュラム構成にするため、博士前期課程ではその下に「総合法政プログラム」、「研究者養成プログラム」、「知的財産法プログラム」という3つのプログラムが設けられています。

総合法政プログラムは、法と政治をめぐるさまざまな問題について、実際的な問題を念頭におきつつ、幅広く学ぶプログラムです。多彩な開講科目の履修や個別の指導を通じて、実務に携わる人も研究者志望の人も、法学部出身者も他学部出身者も、それぞれの目的に応じた学修ができます。

研究者養成プログラムは、将来専門研究者となるための基礎を身につけるプログラムです。博士後期課程への進学を前提として、国際的な比較を重視しつつ、理論的、体系的に法学・政治学についての理解を深めます。

知的財産法プログラムは、知的財産法に特化したプログラムであり、知的財産法について、基本的な知識・理解の上に、高度な応用力を身につけ、知的財産の分野で活躍できる人材を養成することを目標としています。具体的には弁理士として活躍したいと考えている人、産業界や行政で知的財産の実務に従事したいと考えている人、大学等において知的財産法の研究活動をしていきたいと考えている人を対象として想定しています。

出願時から進路を変更した場合などには、所属するプログラムの変更が認められることがあります。ただし、知的財産法プログラムへの変更は認められません。また、研究者養成プログラムへの変更を希望する場合には、必要な修得単位があること、外国語試験を受験し合格点をとること、3名以上の教員の推薦等を得ることなどの条件があります。

いずれのプログラムを選択した場合も、国際公共政策研究科や経済学研究科など、大阪大学の他の研究科や、本研究科が協定を結んでいる国内外の大学の法学・政治学系研究科で開講している科目を履修することができます。

さらに、みなさんの研究テーマを中心に担任教員と議論を重ねることで論文を構想し執筆する能力を高めていく「研究指導」もあり、みなさんの旺盛な知的好奇心に十分に答えることのできるカリキュラムになっています。

- ・ **博士後期課程**

博士後期課程では、この課程が研究者養成を主たる目的とするものであることから、伝統的な科目を中心にカリキュラムが構成されています。指導教員の助言を得ながら、みなさんの研究関心に応じて自由に履修することで、近い将来独立して研究を行うための準備を進めることができます。

3. 担任教員・指導教員制

- ・ **博士前期課程**

博士前期課程では、入学したみなさんの所属プログラムと出願時の研究テーマをもとに、1人の担任教員が教務委員会により指名されます。担任教員は、みなさんの学修をサポートし、コーディネートすることをその任務とします。たとえば、科目履修や学修・研究の相談に応じたり、奨学金などの推薦書を書いたり、どの教員(1人とはかぎりません)から研究・学修指導を受けたらよいかを助言したりします。担任教員が直接、みなさんの研究・学修指導を行うこともあります。

出願時から研究テーマを大きく変更した場合や、担任教員が在外研究で不在になる場合などは、担任教員を変更することになりますので変更手続きを行ってください。

- ・ **博士後期課程**

博士後期課程では、1人の指導教員が、みなさんの専門に応じて進学(入学)時から研究指導にあたります。みなさんは指導教員のもとで、専攻分野の研究をさらに深めていくことが求められます。

出願時から研究テーマを大きく変更した場合や、指導教員が在外研究で不在になる場合などは、指導教員を変更することになりますので変更手続きを行ってください。

4. 法学研究科博士前期課程の修了要件単位

【2019年度以降の入学者】 (修了要件単位数：30単位以上)

プログラム	専門教育科目		高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目
	必修科目	選択科目 (※：選択科目に充当可能な単位)		
総合法政	4	10以上	2単位 (以下から選択) ① 法学研究科科目のうち、高度国際性涵養教育科目として開設する科目 ② 高度国際性涵養教育科目として開設され本研究科が指定する、 ・他研究科等科目 ・リーディングプログラム科目	2単位 (以下から選択) ① 法学研究科で開講する高度教養教育科目 ② 高度教養教育科目として開講され本研究科が指定する、 ・他研究科科目 ・リーディングプログラム科目 ・大学院横断教育科目
研究者養成	4	14以上	① 法学研究科科目 (高度教養教育科目として修得した単位と合せて4単位まで) 【※4単位まで】 ② 大学院横断教育科目 (高度教養教育科目として修得した単位と合せて4単位まで) 【※4単位まで】 ③ 他研究科科目 (高度教養教育科目・高度国際性涵養教育科目として修得するものを除く)・法学部・他学部科目、リーディングプログラム科目 (高度国際性涵養教育科目及び高度教養教育科目として修得した単位と合わせて8単位まで) 【※8単位まで】 ④ 他大学院・外国の大学院 (協定) 【※15単位まで】	
知的財産法	4	10以上		

総合選択科目	2単位まで 専門教育科目・高度国際性涵養教育科目・高度教養教育科目のいずれかから選択
--------	--

履修について

1. 履修手続について

科目を履修するには、所定の期日内に定められた履修登録を行う必要があります。履修登録が行われていない科目については、受講することができません。履修登録を行うには以下の2つの手続をとる必要があります。

(1) KOAN上での履修登録

大阪大学学務情報システム「KOAN」を用いてWeb上で履修登録を行います。みなさん自身で、パソコン、スマートフォン等で大阪大学ポータルサイト「マイハンダイ」(<https://my.osaka-u.ac.jp>)へアクセスし、全学IT認証基盤サービスの個人ID・パスワードを用いてログインした後、KOANにアクセスして所定の手続を行ってください(学外からでも可)。直接KOANにアクセスし(<https://koan.osaka-u.ac.jp>)、全学IT認証基盤サービスの個人ID・パスワードを用いてログインすることもできます。

KOAN上での履修手続や操作方法の詳細については、KOANにマニュアルが掲載されていますので参照してください。

(2) 「研究指導計画書」及び「研究指導報告書」の提出

在学生は「研究指導計画書」及び「研究指導報告書」の提出が必要です。年度当初に担任教員・指導教員と相談のうえ、1年間の研究計画を立ててください。その内容を担任教員・指導教員に確認し、教員から研究指導計画の提示を受けたうえで、所定の期日までに「研究指導計画書」を教務係に提出してください。

年間の研究計画に沿って担任教員・指導教員から研究指導を受け、年度末の所定の期日までに研究の実施状況等を「研究指導報告書」にまとめ、担任教員・指導教員に確認したうえで、教務係宛に提出してください。

履修手続についての注意事項

- ① 履修登録は学期ごと(春～夏学期開講の科目は春学期に、秋～冬学期開講の科目は秋学期に)行ってください。掲示等によって指定する期間内に当該学期に履修しようとするすべての授業科目を登録してください。なお、学期ごとに、履修した科目及び修得済みの単位の状況を「単位確認シート」にまとめ、担任教員・指導教員に送付してください。
- ② 同一時間内の重複受講はできません。
- ③ 博士前期課程では春～夏、秋～冬学期ごとに「研究指導1」から「研究指導4」までを順に、博士後期課程では学期ごとに「研究演習1」と「研究演習2」とを順に、登録して履修することができます。これら研究指導・研究演習では、みなさんの研究テーマを中心に、教員と議論を重ねることで、論文を構想し執筆する能力を高めることが想定されており、担任教員・指導教員による合格判定に基づいて単位を修得することになります。
- ④ 一部の科目は、翌年度以降に2度目の履修をすることが認められています。該当する科目名や履修の条件などを確認して、計画的に履修してください。
- ⑤ 科目によっては履修制限(ある特定の別科目を履修済みでなければ履修できないなど)が課されているものもありますので、その点をシラバスで十分に確認したうえで、履修登録を行ってください。

- ⑥ 登録期間後の科目の追加・変更・削除は認められません。また、履修の取消については、登録期間後の指定の期間にのみ認められます。
- ⑦ 他研究科等の科目やリーディングプログラム科目、法学部・他学部の科目を履修する場合には、それらの科目もKOAN上で登録すると同時に「単位確認シート」に記入してください。ただし、博士前期課程の学生の場合は、修了要件の単位に算入されるのは、8単位までです。
- ⑧ 大学院横断教育科目を履修する場合には、それらの科目もKOAN上で登録すると同時に「単位確認シート」に記入してください。ただし、修了要件の単位に算入されるのは、博士前期課程、博士後期課程とも、4単位までです。

2. グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度について

本学では、平成26年度学部入学者からGPA制度を導入していますが、令和8年度以降入学者のカリキュラムより、成績評価基準を改定するとともに、GPA制度の対象を大学院生へ拡大しています。

法学研究科に所属するみなさんのGPAの算出の対象となる授業科目は、大阪大学大学院学則第11条第2項に基づく試験の成績の評価を行う授業科目であって、博士前期課程学生の場合は大阪大学大学院法学研究科規程（以下「研究科規程」という。）第9条第1項の規定、又は博士後期課程学生の場合は研究科規程第17条第1項の規定により修了要件に算入することができる授業科目です。本制度の詳細は、以下URLからご参照ください。

なお、本制度については、次の2点に注意してください。

第1に、履修を放棄した授業科目についても、履修登録されたままでは、成績の評価をF（GPA=0.0）としてGPAの算出の対象となる点です。この点を考慮して、履修登録を行ってください。

第2に、履修取消制度が存在する点です。授業を受けてみたものの授業内容が学修したいものと違っていった場合や、授業の履修に必要な知識が不足していた場合など、そのままでは単位を修得することが難しいと判断される際に履修登録を取り消すことができます。履修を取り消した授業科目については、GPAには算入されません。学期ごとに履修取消期間が定められていますので、必要に応じ各自でご対応ください。

【URL】 https://www.osaka-u.ac.jp/ja/education/academic_reform/gpa

3. 知的財産法プログラムの履修について

知的財産法プログラムは、知的財産法に関する基本的知識・理解の上に、高度な研究力・実践力・応用力を身につけてもらいたいと考えています。そのために、知的財産法の基礎から応用へ、さらに理論分析へと、無理なく深く学んでいけるよう、カリキュラムの編成を工夫しています。

知的財産法プログラムの授業科目は、①基礎科目、②実践科目、③実務科目、④外国法及び周辺領域から構成されています。

履修にあたって、実践科目は、基礎科目が履修済みである等、履修条件が設定されている科目があります。また、高等司法研究科の学年暦に従って開講される等、授業の開始時期に注意が必要な科目があります。詳細については、各科目のシラバス内容を参照してください。

4. 知的財産法プログラムの定期試験について

定期試験(筆記試験)は、原則的に定期試験期間内に実施されます。

授業の欠席回数が4回を超える場合、定期試験を受験できず、単位を修得することができなくなることに注意してください。

(1) 筆記試験

試験の厳正な実施のために、次のことを確認してください。

- ① 受験に際しては、必ず学生証を机の上に置いてください。カバン等は座席の足元に置いてください。(デジタル学生証は当面認めません。)
- ② 受験者は定刻までに試験室に入場し、着席してください。なお、試験開始後30分経過後の入室・受験は認められません。
- ③ 試験開始後30分が経過するまで、退室できません。
- ④ 携帯電話、スマートフォン等は、試験場内においては電源を切ってください。
- ⑤ 答案は、ボールペン又は万年筆(黒又は青)で書いてください(ただし、インクがプラスチック消しゴム等で消せないものに限りです)。
- ⑥ 答案は、どのような場合でも、必ず提出してください。持ち帰ってはいけません。
- ⑦ 不正行為があったときは、その学期に受験した本研究科の科目全部の成績評価を無効とします。さらに、この措置とは別個に、大阪大学大学院学則第33条が準用する大阪大学学部学則第33条に基づき、総長の命により研究科長が懲戒(戒告、停学または放學)することがあります。

(2) レポート試験

レポート提出の日時・提出方法については、授業担当教員の指示に従ってください。決められた提出の日時・方法以外でのレポートの受付はしませんので、注意してください。

5. 追試験について

次の①～⑥のいずれかの理由によって正規の試験(定期試験として行われるものに限る)を受けられなかった場合には、申請により、追試験を行うことがあります。

- ① 公共交通機関が途絶し、代替的交通手段を利用しても試験開始時刻に間に合わないとき。
(代替的交通手段とは、公共交通機関が提供する振替輸送をいうものとします。)
- ② 修了年次の試験において、試験日が国家公務員試験、地方公務員試験、大学院の入学試験等の施行日と重なるとき。
- ③ 学校保健安全法施行規則第18条に規定する「学校において予防すべき感染症」にかかり、医師から出席停止の指示を受けたとき。
- ④ 配偶者、一親等または二親等の親族の死亡または葬儀。
- ⑤ 裁判員候補者又は裁判員として裁判所に行ったとき。
- ⑥ その他、本研究科がやむを得ないと認める事情があるとき。

追試験の実施を希望する人は、本試験の翌日までに教務係にメール連絡を行った上、試験実施後1週間以内に、理由を証明するに足る書類を添付して追試験の申請をしてください。本研究科が適当と認めた場合には、追試験を行います。

6. レポート試験における期限後の提出受理について

前記 5. の①～⑥のいずれかの理由によって期限までに正規のレポート(定期試験として行われるものに限る)を提出できなかった場合には、申請により、期限後のレポート提出を認めることがあります。

期限後のレポート提出受理を希望する人は、期限後1週間以内に、レポートとともに、理由を証明するに足る書類を添付して教務係に申請してください。本研究科が適当と認めた場合には、レポートを正式に受理します。

7. 授業科目の成績に対する異議申立制度について

授業科目の成績評価に対して異議のある場合には、所定の期間内に「異議申立書」を法学研究科教務係に提出してください。申立期間、異議申立書の様式等の詳細は、各学期の成績発表時にKOAN掲示板にてお知らせします。

ただし、研究科規程別表第1(前期課程)の分類「知的財産法」に記載されている授業科目については、成績評価に対する異議申立対象とはなりません。

※ 異議申立制度を公正に運用するため、異議申立を行った日から異議申立審査結果回答日までの間、成績評価についての確認や質問等を行う目的で、教員に対して、メール・電話等を通じて直接問い合わせを行ったり、面談を申し込んだりすることを厳に禁止します。

8. 気象警報の発表時等における授業の取扱いについて

- ・ メディア授業(定期試験を含む。以下同じ。)については、この取扱いを適用せず、気象警報の発表時等においても原則として授業を実施します。
- ・ ただし、メディア授業の実施が困難な事象が発生した場合は、休講とすることがあります。その場合は、KOAN等でお知らせします。
- ・ 居住地域又は通学経路にある地域に暴風警報又は特別警報が発表された場合、震度5強以上の地震が発生した場合において、避難又はその準備をしなければならない等やむを得ない事情により、メディア授業を受講できない場合には、履修上不利益とならないよう配慮しますので教務係に申し出てください。

(1) 気象警報発表時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市のいずれか又はこれらの市を含む地域」に「暴風警報」又は「特別警報*」が発表された場合、授業は休講とします。

なお、当該発表が授業開始後の場合は、次の時限の授業から休講とします。

* 「特別警報」については内容を限定せず、すべての「特別警報」を対象とします。

(2) 公共交通機関の運休時の取扱い

災害により、本研究科への通学路線のうち、「阪急電車(宝塚線:大阪梅田-宝塚間)」又は「大阪モノレール(全線)」のいずれかが運行の休止又は運転の見合せ(以下、「運休」という。)となった場合(一部区間の運休を含む)、授業を休講とします。

ただし、事故等による一時的な運転見合わせについては、休講とはしません。

(3) 気象警報又は公共交通機関運休の解除時の取扱い

気象警報又は公共交通機関の運休が解除された場合の取扱いは次のとおりとします。

警報・運休解除時刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午後授業実施
午前9時を経過しても解除されない場合	全日授業休講

〔注意〕 解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道によるものとします。

(4) 地震発生時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかで震度5強以上の地震が発生した場合、その日の授業を休講とします。ただし、地震の発生が午後5時15分以降の場合は、翌日の授業も休講とします。

また、地震が当該地域以外で発生した場合又は震度5強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとし、上記(2)の取扱いに従うこととします。

(5) 災害に伴う避難指示・緊急安全確保発令時の取扱い

災害に伴う避難勧告又は避難指示（以下「避難勧告等」という。）が発令された場合は、授業を休講とすることがあるので、教務係からの連絡に従ってください。

(6) その他

- 1) この取扱いに該当しないため授業を実施する場合であっても、みなさんの居住地又は通学経路にある地域で、上記(1)と同様の気象警報が発表された場合、上記(4)と同様の地震が発生した場合、上記(2)以外の公共交通機関が運休した場合等やむを得ない事情により授業を欠席した場合は、履修上不利益とならないよう配慮しますので、教務係に申し出てください。
- 2) 気象警報の発表、公共交通機関の運休又は避難指示等の発令が事前に予想される場合や緊急に休講措置の必要が生じた場合は、大学ホームページ又はKOANにおいて通知します。

9. 履修についてわからないことは……

まず、この学生ハンドブックや配布物、掲示板を、もう一度確認してください。それでもわからない場合は、教務係に問い合わせてください。

【質問】 他研究科、学部の授業科目を履修できますか。

【答え】 博士前期課程の学生の場合、教授会の議を経て研究科長が必要と認めるときは、他の研究科の授業科目、リーディングプログラム科目又は法学部若しくは他の学部の授業科目を履修し、これを選択科目として8単位を限度に修了要件単位に算入することができます。（研究科規程第9条第3項）

なお、他研究科等の授業科目の履修目的が「修了のため」であることを要し、他の目的（教職目的等）で履修する場合には、修了要件単位に算入されません。

【質問】 国際交流科目の履修について教えてください。

【答え】 国際交流科目もKOANで履修登録することができますが、修了要件単位に算入できません。ただし、法学研究科が、高度国際涵養性教育科目として認める一部科目については算入可能です。

【質問】 協定により、他大学で開講する授業科目の履修登録はどのようにすればよいのですか。

【答え】 法学研究科として当該履修を承認する必要があります。また、履修する授業科目の内容によっては、単位の認定を行えない場合もありますので、事前に教務係まで問い合わせてください。

【質問】 神戸大学や関西学院大学の講義を受講できる国際プログラムがあると聞きました。

【答え】 EUIJ 関西に参加する3大学(神戸大学、関西学院大学、大阪大学)が提供する EU に関する科目を受講できるプログラムがありましたが、そのプログラムは2024年度末で終了しました。

【質問】 授業の開始時間になっても先生が現れないのですが。

【答え】 開始予定時刻の30分が経過しても、何らの指示がない場合は、休講となります。

【質問】 都合により、授業の欠席届を出したいのですが。

【答え】 法学研究科では、授業の欠席届はありません。担当教員に直接連絡して指示を受けてください。

【質問】 試験日に時計を忘れました。貸してもらえませんか。

【答え】 貸し出しはできません。試験監督者に、時間を訊いてください。筆記用具等の貸し出しもできません。

【質問】 レポートを受付箱(レポートボックス)に提出しましたが、自分の名前を書き忘れたように思います。確認できますか。

【答え】 いったん提出したレポートを返却することはできませんので、担当教員に申し出てください。

【質問】 講義室に忘れ物をしました。

【答え】 まずは、講義室を確認してください。それでもない場合は、教務係に問い合わせてください。また、法学研究科内で忘れ物・落とし物を見つけたときには、教務係まで届けてください。

【質問】 ハラスメントを受けました(目撃しました)。どうしたらいいでしょうか。

【答え】 ハラスメントかな?と思うことがあれば、いつでもハラスメント相談室もしくは相談員に相談してください。友達が受けているのでは?という場合でもかまいません。ハラスメント相談室の開室時間や予約の仕方など詳細については、ハラスメント相談室のホームページ(https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/prevention_sh)を参考にしてください。相談員は、専門相談員(カウンセラー)と全学相談員(各部局で選出された教職員)がいます。どちらに相談に行ってもかまいません。相談内容については完全に秘密が守られます。

10. 大学院副専攻プログラム、大学院等高度副プログラムについて

大阪大学では、大学院教育における高度教養教育の更なる展開に向けて導入された「学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム (Double-Wing Academic Architecture, DWAA)」を推進しており、その一環として、大学院に入学した学生を中心に、学生が所属する主専攻の教育課程以外の教育プログラムを履修できる「大学院副専攻プログラム」、「大学院等高度副プログラム」を提供しています。

「主専攻の学修と並行して、用意されたプログラム科目を効果的に受講することで、学際的・俯瞰的な視点や複眼的視野を養うことを目的としています。

どちらのプログラムも、教育目標に沿った一定のまとまりのある授業科目で構成されており、各プログラムが定める要件を満たすことで、当該プログラムの修了認定証が交付されます。

なお、2026年度は「大学院副専攻プログラム」24プログラム、「大学院等高度副プログラム」51プログラムが実施されます。

また、「大学院等高度副プログラム」のうち、一部のプログラムは「大学院科目等履修生高度プログラム」として、社会人に対しても提供されています。

各プログラムの詳細については、以下の URL もしくは QR コードからご参照ください。

※大学院の新入生にはプログラムのパンフレットを別途配布します。

<https://itgp.osaka-u.ac.jp/program/program-category/fukupro/>



11. 高度教養モジュールについて

高度教養モジュールとは、特定のテーマについて学修する機会を提供するため、従来の大学院副専攻プログラムや大学院等高度副プログラムより要件単位数を減らしつつも、科目間に関連付けを持たせた科目群制度です。副専攻プログラム・高度副プログラム履修の第一歩として大学院生の皆さんの履修をお待ちしております。

詳細については QR コードからご参照ください。



12. 学際融合教育科目について

本学における横断型教育（学部・研究科の枠を超えた学び）の、より一層の充実を目指して、複眼的視野を涵養するための授業科目として「学際融合教育科目」を設置しています。

学際融合教育科目は、全学の大学院学生に開講していますので、興味のある方は是非履修してみてください。

※学際融合教育科目は、大学院横断教育科目の科目区分の一つとして開講しています。

詳細については、それぞれのシラバスを参照してください。

※履修登録は、全学で統一された「他部局科目の履修登録期間」内に KOAN（学務情報システム）から行ってください（<https://koan.osaka-u.ac.jp>）。

※大学院横断教育科目の単位認定についての取り扱いは、研究科によって対応が異なります。

修了要件への算入可否については、事前に指導教員や所属研究科の教務担当窓口を確認してください。

詳細については、QR コードからご参照ください。



13. コミュニケーションデザイン科目及びC0デザイン科目について

■教育プログラムの目的

大阪大学は、高等教育における新しい教育の目標として〈高度汎用力〉の育成を掲げています。C0 デザインセンターは人をつなぎ、知識をつなぎながら、ともに創出する力を身につけるための学部・研究科横断型の新しい高度教養・高度汎用力育成プログラムの研究開発と教育にあたっています。

「コミュニケーションデザイン科目」は、対話することを通して、課題を発見し、ともにその解決をめざし、社会のなかで実践するための基礎的な教育プログラムとして学部生、大学院生を対象に開講されています。

また、「C0 デザイン科目」は、さまざまな現実の社会課題の解決を目指したアドバンスト・プログラムとして、より系統的に社会実践力を修養するための科目群として大学院学生を対象に開かれています。

■コミュニケーションデザイン科目及びC0デザイン科目の修得単位について

コミュニケーションデザイン科目及びC0デザイン科目が修了要件単位に算入できるか否かについては、「4. 法学研究科博士前期課程の修了要件単位」を参考にして、事前に担任・指導教員へご相談ください。

■履修手続方法について

コミュニケーションデザイン科目とC0デザイン科目の履修登録は、全学で統一された「他部局科目の履修登録期間」内に KOAN（学務情報システム）から行ってください（<https://koan.osaka-u.ac.jp>）。

2026年度開講科目及び担当教員
【博士前期課程】

時間割	分類	科目名	単位数	配当学年	開講学期	担当教員	備考
220427	入門・基礎	公法の基礎	2	1, 2	春～夏	大久保 規子 他	
220298	入門・基礎	民法の基礎	2	1, 2	春～夏	中村 瑞穂	
220368	入門・基礎	国際政治学概論 ※	2	1, 2	春～夏	高橋 慶吉	
220369	入門・基礎	法政情報処理	2	1, 2	春～夏	養老 真一	
220434	入門・基礎	日本法総合演習 ※	2	1, 2	春～夏	郭 潔	留学生のみ
220435	入門・基礎	日本政治総合演習	2	1, 2	春～夏	醍醐 龍馬	留学生のみ
220495	入門・基礎	政治学概論 ※	2	1, 2	春～夏	濱本 真輔	
220402	公法	憲法1 ※	2	1, 2	春～夏	村西 良太	
220302	公法	行政法2 ※	2	1, 2	春～夏	長谷川 佳彦	
220306	公法	刑法 ※	2	1, 2	春～夏	豊田 兼彦	
220316	公法	国際法1 ※	2	1, 2	春～夏	和仁 健太郎	OSIPP 同時開講
220332	公法	統治論 ※	2	1, 2	春～夏	吉川 智志	隔年開講
220304	私法	民法1 ※	2	1, 2	春～夏	大塚 智見	
220308	私法	商法1 ※	2	1, 2	春～夏	津野田 一馬	
220497	私法	経済法 ※	2	1, 2	春～夏	武田 邦宣	
220310	私法	民事訴訟法 ※	2	1, 2	春～夏	藤本 利一	
220315	私法	国際私法 ※	2	1, 2	春～夏	長田 真里	
220349	私法	労働市場法 ※	2	1, 2	春～夏	水島 郁子	隔年開講
220325	基礎法学	比較法史 ※	2	1, 2	春～夏	小野 博司	
220546	基礎法学	中国法 ※	2	1, 2	春～夏	坂口 一成	
220318	基礎法学	法理学 ※	2	1, 2	春～夏	中山 竜一	隔年開講
220501	政治学	政治過程論 ※	2	1, 2	春～夏	上川 龍之進	
220421	政治学	比較政治学 ※	2	1, 2	春～夏	鳥飼 将雅	
220553	知的財産法	特許法 (※)	2	1	春～夏	横山 久芳	LS同時開講
220555	知的財産法	意匠法	2	1	春～夏	陳 思勤	
220557	知的財産法	商標法	2	1	春～夏	茶園 成樹	
220560	知的財産法	著作権法	2	1	春～夏	青木 大也	
221317	知的財産法	不正競争防止法	2	1	春～夏	陳 思勤	
220561	知的財産法	知的財産関係法 (※)	2	1	集中(夏)	勝久 晴夫	
220459	総合演習	総合演習(定性的研究の理論と方法)	2	1, 2	春～夏	鳥飼 将雅	
220541	総合演習	総合演習(法と開発)	2	1, 2	春～夏	高原 知明	学部同時開講
220468	総合演習	総合演習(EU法概論)	2	1, 2	春～夏	西連寺 隆行	学部同時開講
220473	総合演習	総合演習(ドイツ語法文学文献講読1)	2	1, 2	春～夏	高田 篤	学部同時開講
220476	総合演習	総合演習(実践グローバル・リーダーシップ)	2	1, 2	春～夏	野村 美明	学部同時開講
220479	総合演習	総合演習(リーダーシップを考える)	2	1, 2	春～夏	野村 美明	学部同時開講

※/(※) 高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目
(※) 知的財産法プログラム所属学生のみ対象

LS: 高等司法研究科
OSIPP: 国際公共政策研究科

時間割	分類	科目名	単位数	配当学年	開講学期	担当教員	備考
220337	総合演習	総合演習(環境法)	2	1, 2	春～夏	山本 紗知	
220527	総合演習	総合演習(立法学)	2	1, 2	春～夏	福田 雅樹	学部同時開講
221996	総合演習	総合演習(現代政治理論)	2	1, 2	春～夏	乙部 延剛	学部同時開講
221998	総合演習	総合演習(フランス語文献講読1)	2	1, 2	春～夏	松田 岳士	学部同時開講
222152	総合演習	総合演習(イスラーム家族法)	2	1, 2	春～夏	エルバルティ ベリグ	学部同時開講
220504	総合演習	総合演習(Introduction to Japanese Law)	2	1, 2	春～夏	エルバルティ ベリグ	学部同時開講
220503	総合演習	総合演習(Introduction to Comparative Law)	2	1, 2	春～夏	エルバルティ ベリグ	学部同時開講
220575	総合演習	総合演習(司法通訳・翻訳)	2	1, 2	春～夏	宮原 暁	学部同時開講
220576	総合演習	総合演習(国際商事模擬仲裁1)	2	1, 2	春～夏	小池 未来	学部同時開講
222159	総合演習	総合演習(サステナビリティと企業の役割)	2	1, 2	春～夏	清水 真希子	学部同時開講
222169	総合演習	総合演習(比較刑事法)	2	1, 2	春～夏	松田 岳士 イ・ソヒョン	学部同時開講
220582	総合演習	総合演習(日米比較憲法論)	4	1, 2	集中(春)	Craig Martin	学部同時開講
222165	総合演習	総合演習(International Intellectual Property Law and Emerging Technologies)	2	1, 2	集中(春)	Tshimanga KONGOLO	学部同時開講
222200	研究指導	研究指導1	2	1, 2	春～夏	各担任教員	
222210	研究指導	研究指導2	2	1, 2	春～夏	各担任教員	
222220	研究指導	研究指導3	2	2	春～夏	各担任教員	
222230	研究指導	研究指導4	2	2	春～夏	各担任教員	
220403	公法	憲法2 ※	2	1, 2	秋～冬	柴田 竜太郎	LS・OSIPP 同時開講
220301	公法	行政法1 ※	2	1, 2	秋～冬	大久保 規子	
220303	公法	税法 ※	2	1, 2	秋～冬	田中 啓之	
220311	公法	刑事訴訟法 ※	2	1, 2	秋～冬	松田 岳士	
220317	公法	国際法2 ※	2	1, 2	秋～冬	二杉 健斗	OSIPP 同時開講
220307	公法	刑事法 ※	2	1, 2	秋～冬	島岡 まな	隔年開講
220305	私法	民法2 ※	2	1, 2	秋～冬	松井 和彦	
220309	私法	商法2 ※	2	1, 2	秋～冬	清水 真希子	
220314	私法	労働法2 ※	2	1, 2	秋～冬	地神 亮佑	隔年開講
220339	私法	社会保障法 ※	2	1, 2	秋～冬	地神 亮佑	LS同時開講
220343	私法	国際取引法 ※	2	1, 2	秋～冬	小池 未来	
220320	基礎法学	日本法史	2	1, 2	秋～冬	小野 博司	
220505	基礎法学	西洋法史	2	1, 2	秋～冬	的場 かおり	
220323	基礎法学	ローマ法 ※	2	1, 2	秋～冬	林 智良	
220322	基礎法学	法社会学 ※	2	1, 2	秋～冬	仁木 恒夫	
220500	政治学	政治学 ※	2	1, 2	秋～冬	濱本 真輔	
220346	政治学	西洋政治思想史 ※	2	1, 2	秋～冬	乙部 延剛	
220351	政治学	日本政治史	2	1, 2	秋～冬	醍醐 龍馬	
220327	政治学	行政学 ※	2	1, 2	秋～冬	北村 亘	LS同時開講
222156	総合・展開	情報管理法	2	1, 2	秋～冬	高橋 明男	

※/(※) 高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目
(※) 知的財産法プログラム所属学生のみ対象

LS: 高等司法研究科
OSIPP: 国際公共政策研究科

時間割	分類	科目名	単位数	配当学年	開講学期	担当教員	備考
222155	—	ロイヤリング(紛争処理)	2	1, 2	秋～冬	法曹実務者	高度教養教育科目
220556	知的財産法	デザイン保護法 (※)	2	1	秋～冬	松本 尚子	
220558	知的財産法	ブランド保護法 (※)	2	1	秋～冬	山田 威一郎	
220563	知的財産法	技術保護法	2	1	秋～冬	横山 久芳	
220564	知的財産法	文化保護法	2	1	秋～冬	茶園 成樹	
220565	知的財産法	競業法	2	1	秋～冬	平野 和宏	
220567	知的財産法	外国知的財産法 ※	2	1	秋～冬	吉田 悦子	
220547	総合演習	総合演習(経営者と語るリーダーシップ)	2	1, 2	秋～冬	野村 美明	学部同時開講
220474	総合演習	総合演習(ドイツ語法文学文献講読2)	2	1, 2	秋～冬	高田 篤	学部同時開講
220515	総合演習	総合演習(生命倫理と法)	2	1, 2	秋～冬	瀬戸山 晃一	LS同時開講
220529	総合演習	総合演習(ヨーロッパ政治論)	2	1, 2	秋～冬	上川 龍之進	学部同時開講
220581	総合演習	総合演習(知的財産法演習)	2	1, 2	秋～冬	岩谷 敏昭 他	LS同時開講
220570	総合演習	総合演習(日米関係論)	2	1, 2	秋～冬	高橋 慶吉	
220571	総合演習	総合演習(公共政策のイノベーションとシンクタンク役割)	2	1, 2	秋～冬	沼田 壮人 他	学部同時開講
220573	総合演習	総合演習(Private Law in Japan)	2	1, 2	秋～冬	エルバルティベリーグ	学部同時開講
220574	総合演習	総合演習(Introduction to Common Law)	2	1, 2	秋～冬	エルバルティベリーグ	学部同時開講
220572	総合演習	総合演習(Law and Society in the Middle East)	2	1, 2	秋～冬	エルバルティベリーグ	学部同時開講
220577	総合演習	総合演習(国際商事模擬仲裁2)	2	1, 2	秋～冬	小池 未来	学部同時開講
220578	総合演習	総合演習(国際経済法)	2	1, 2	秋～冬	清水 茉莉	学部同時開講
220579	総合演習	総合演習(Introduction to International Economic Law: Basic issues and cases)	2	1, 2	秋～冬	清水 茉莉	学部同時開講
222166	総合演習	総合演習(国際法判例研究)	2	1, 2	秋～冬	和仁 健太郎	OSIPP同時開講
222160	総合演習	総合演習(海洋法)	2	1, 2	秋～冬	來田 真依子	学部同時開講
222154	総合演習	総合演習(メディエーション応用)	2	1, 2	集中(冬)	未定	学部同時開講 冬季集中
222168	総合演習	総合演習(中国知的財産法)	2	1, 2	秋～冬	陳 思勤	LS同時開講
222240	研究指導	研究指導1	2	1, 2	秋～冬	各担任教員	
222250	研究指導	研究指導2	2	1, 2	秋～冬	各担任教員	
222260	研究指導	研究指導3	2	2	秋～冬	各担任教員	
222270	研究指導	研究指導4	2	2	秋～冬	各担任教員	
	入門・基礎	法文学	2	1, 2	不開講		
	公法	刑事法制論 ※	2	1, 2	不開講		隔年開講
	公法	人権論 ※	2	1, 2	不開講		隔年開講
	私法	裁判外紛争処理法 ※	2	1, 2	不開講		
	私法	裁判学	2	1, 2	不開講		学部同時開講
	私法	労働法1 ※	2	1, 2	不開講		隔年開講
	私法	雇用関係法 ※	2	1, 2	不開講		隔年開講
	基礎法学	法政策学 ※	2	1, 2	不開講		
	基礎法学	英米法	2	1, 2	不開講		

※/(※) 高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目
(※) 知的財産法プログラム所属学生のみ対象

LS: 高等司法研究科
OSIPP: 国際公共政策研究科

時間割	分類	科目名	単位数	配当学年	開講学期	担当教員	備考
	基礎法学	ヨーロッパ法	2	1, 2	不開講		
	基礎法学	法思想史 ※	2	1, 2	不開講		隔年開講
	政治学	ヨーロッパ政治史	2	1, 2	不開講		
	政治学	アジア政治史 ※	2	1, 2	不開講		
	政治学	地方行政論	2	1, 2	不開講		隔年開講
	総合・展開	法政情報学1	2	1, 2	不開講		
	総合・展開	法政情報学2	2	1, 2	不開講		
	総合・展開	現代中国研究	2	1, 2	不開講		
	総合・展開	自治体インターンシップ特別演習基礎	1	1, 2	不開講		
	総合・展開	自治体インターンシップ特別演習応用	1	1, 2	不開講		

※/(※) 高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目
 (※) 知的財産法プログラム所属学生のみ対象

LS: 高等司法研究科
 OSIPP: 国際公共政策研究科

2026年度開講科目及び担当教員
【博士後期課程】

時間割	科目名	単位数	配当学年	開講学期	担当教員	備考
221224	憲法特殊講義1	2	1～3	春～夏	村西 良太	
221227	行政法特殊講義2	2	1～3	春～夏	山本 紗知	
221295	行政法特殊講義3	2	1～3	春～夏	長谷川 佳彦	
221231	刑法特殊講義1	2	1～3	春～夏	豊田 兼彦	
221237	民法特殊講義1	2	1～3	春～夏	大塚 智見	
221243	商法特殊講義1	2	1～3	春～夏	津野田 一馬	
221247	社会法特殊講義	2	1～3	春～夏	水島 郁子	
221248	民事訴訟法特殊講義1	2	1～3	春～夏	藤本 利一	
221252	国際法特殊講義1	2	1～3	春～夏	和仁 健太郎	
221254	国際私法特殊講義	2	1～3	春～夏	長田 真里	
221256	経済法特殊講義	2	1～3	春～夏	武田 邦宣	
221257	知的財産法特殊講義1	2	1～3	春～夏	茶園 成樹	
221259	法理学特殊講義	2	1～3	春～夏	中山 竜一	
221415	中国法特殊講義	2	1～3	春～夏	坂口 一成	
221268	政治過程論特殊講義	2	1～3	春～夏	上川 龍之進	
221269	比較政治特殊講義	2	1～3	春～夏	鳥飼 将雅	
223002	文献講読1	2	1～3	春～夏	高田 篤	
221302	特定研究(定性的研究の理論と方法)	2	1～3	春～夏	鳥飼 将雅	
221997	特定研究(現代政治理論)	2	1～3	春～夏	乙部 延剛	
222149	特定研究(フランス語文献講読1)	2	1～3	春～夏	松田 岳士	
221970	研究演習1	2	1～3	春～夏	各指導教員	
221980	研究演習2	2	1～3	春～夏	各指導教員	
221225	憲法特殊講義2	2	1～3	秋～冬	高井 裕之	
221226	行政法特殊講義1	2	1～3	秋～冬	大久保 規子	
221230	税法特殊講義	2	1～3	秋～冬	田中 啓之	
221232	刑法特殊講義2	2	1～3	秋～冬	山中 純子	
221234	刑事法特殊講義	2	1～3	秋～冬	島岡 まな	
221235	刑事訴訟法特殊講義1	2	1～3	秋～冬	松田 岳士	
221238	民法特殊講義2	2	1～3	秋～冬	松井 和彦	
221244	商法特殊講義2	2	1～3	秋～冬	清水 真希子	
221246	労働法特殊講義2	2	1～3	秋～冬	地神 亮佑	
221249	民事訴訟法特殊講義2	2	1～3	秋～冬	藤本 利一	
221253	国際法特殊講義2	2	1～3	秋～冬	二杉 健斗	
221255	国際取引法特殊講義	2	1～3	秋～冬	小池 未来	
221296	国際経済法特殊講義	2	1～3	秋～冬	清水 茉莉	
221258	知的財産法特殊講義2	2	1～3	秋～冬	陳 思勤	
221260	法社会学特殊講義	2	1～3	秋～冬	仁木 恒夫	

時間割	科目名	単位数	配当学年	開講学期	担当教員	備考
221263	日本法制史特殊講義	2	1～3	秋～冬	小野 博司	
221264	西洋法制史特殊講義	2	1～3	秋～冬	的場 かおり	
221265	ローマ法特殊講義	2	1～3	秋～冬	林 智良	
221267	政治学特殊講義	2	1～3	秋～冬	濱本 真輔	
221266	西洋政治思想史特殊講義	2	1～3	秋～冬	乙部 延剛	
221271	日本政治史特殊講義	2	1～3	秋～冬	醍醐 龍馬	
221272	国際政治学特殊講義	2	1～3	秋～冬	高橋 慶吉	
221274	行政学特殊講義	2	1～3	秋～冬	北村 亘	
223004	文献講読2	2	1～3	秋～冬	高田 篤	
221407	特定研究(生命倫理と法)	2	1～3	秋～冬	瀬戸山 晃一	
221413	特定研究(ヨーロッパ政治論)	2	1～3	秋～冬	上川 龍之進	
221419	特定研究(国際法判例研究)	2	1～3	秋～冬	和仁 健太郎	
221990	研究演習1	2	1～3	秋～冬	各指導教員	
222000	研究演習2	2	1～3	秋～冬	各指導教員	
	行政法特殊講義4	2	1～3	不開講		
	環境法特殊講義	2	1～3	不開講		
	刑法特殊講義3	2	1～3	不開講		
	刑事訴訟法特殊講義2	2	1～3	不開講		
	民法特殊講義3	2	1～3	不開講		
	民法特殊講義4	2	1～3	不開講		
	民法特殊講義5	2	1～3	不開講		
	民法特殊講義6	2	1～3	不開講		
	労働法特殊講義1	2	1～3	不開講		
	裁判法特殊講義1	2	1～3	不開講		
	裁判法特殊講義2	2	1～3	不開講		
	法思想史特殊講義	2	1～3	不開講		隔年開講
	比較法文化論特殊講義	2	1～3	不開講		
	比較法論特殊講義	2	1～3	不開講		
	現代中国研究特殊講義	2	1～3	不開講		
	日本政治思想史特殊講義	2	1～3	不開講		
	ヨーロッパ政治史特殊講義	2	1～3	不開講		
	アジア政治史特殊講義	2	1～3	不開講		
	西洋政治史特殊講義	2	1～3	不開講		
	法政情報学特殊講義1	2	1～3	不開講		
	法政情報学特殊講義2	2	1～3	不開講		
	法文献学特殊講義	2	1～3	不開講		
	プロジェクト研究	2	1～3	不開講		

勉学に対するサポート体制

1. 情報ネットワーク

法学研究科では、情報マネジメント室を中心に情報環境の整備を進めており、教員・大学院生に快適な研究教育環境を提供するよう努めています。各院生室にはいつでも利用可能なパソコンが設置されており、論文・資料の作成、Webサイトの閲覧などができるようになっています。また、Wi-Fi環境も整備されており、自分のPCをWi-Fiに接続し利用することもできます。

さらに院生室等から「Lex/DBインターネット」、「D1-Law.com」などの法律関連データベースがインターネット経由で利用可能です。その他にも、WestlawNext、HeinOnlineなど多くのデータベースが利用可能です。WestlawNextはアメリカの法情報の代表的な有料データベースであり、これを利用して最新の判例やLaw Reviewの記事などを入手することができます。

2. ローライブラリー

法学と政治学の研究・学修に必要な国内外の逐次刊行物を主に所蔵しています。また、データベースを含め、専門的な調査に必要な資料・設備を整えています。

【場所】 法経研究棟2階

【開室時間】 平日 9:30～18:00 臨時の休室日等については別途お知らせします。

【主な所蔵資料】

- ・ローライブラリー1：日本の専門雑誌、日本の判例関係資料、電子資料など
- ・ローライブラリー2：日本・外国の専門雑誌、日本・外国の判例関係資料、記念論文集、など

【資料を借りる手続】

- ・貸出票に必要事項を記入してください。
- ・学生証を提示してください。
- ・貸出冊数は1回10冊までです。
- ・資料は当日の開室時間内に返却してください。

【お知らせ】

お知らせは、ローライブラリーの掲示板もしくはウェブサイト (<https://www.law.osaka-u.ac.jp/library/>) をご覧ください。

【問い合わせ先】

大阪大学大学院法学研究科ローライブラリー TEL：06-6850-5179

3. 院生研究室及び院生コピー室

法学研究科所属の大学院生には、法経研究棟2・3階に5室の大学院生専用の研究室が用意されています。この院生研究室には、各大学院生専用または複数の大学院生共用の机が設置されています。

また、大学院生は、大学院生専用のコピー室（法経研究棟3階）を利用することもできます。

これらの院生研究室及び院生コピー室は、入学後登録の上、建物が利用可能な時間帯であればいつでも利用できます。

教育職員免許状の取得について

法学研究科では、法学部で取得できる高等学校教諭一種免許状「公民」より上位になる**高等学校教諭専修免許状「公民」**を取得することができます。

専修免許状を取得するには、一種免許状の資格を得たうえで、法学研究科博士前期課程に定められている「大学が独自に設定する科目」を24単位以上修得し、博士前期課程を修了することが必要です。

詳細については、入学年度の大阪大学教育課程委員会・教育実習専門部会発行の「【教職課程ブックレット】①教職課程への招待 教育職員免許状取得ガイド」をしっかりと確認してください。

なお、「大学が独自に設定する科目」については、以下の「教職課程の教科に関する科目として指定している授業科目表」により履修してください。

免許状の取得を希望する者は、4月に実施される教職課程ガイダンスを必ず受講してください。

また、不明な点がある場合は、法学研究科教務係または教育・学生支援部教育企画課学務係 06-6879-7947 or 4827、gakutc-stu@ml.office.osaka-u.ac.jp へ尋ねてください。

教職課程の教科に関する科目として指定している授業科目表 〔2021(令和3)年度入学者から適用〕

◆高校専修・公民(法学研究科博士前期課程)

免許取得に必要な単位数	指 定 科 目	開講部局
	公法の基礎、民法の基礎、国際政治学概論、法政情報処理、政治学概論、憲法1、憲法2、行政法1、行政法2、税法、刑法、刑事訴訟法、国際法1、国際法2、民法1、民法2、商法1、商法2、経済法、民事訴訟法、裁判学、労働法2、社会保障法、国際私法、日本法史、比較法史、ローマ法、法社会学、中国法、法理学、法思想史、政治学、政治過程論、日本政治史、※アジア政治史、行政学、比較政治学、法政情報学1、特許法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法 (※は、令和4年度以前の入学者のみ)	法学研究科
24 単位以上	(高校専修・公民)に要求されている 大学が独自に設定する科目の単位数	

学位授与の申請について

I 修士学位

1. 対象者

博士前期課程の学生で9月もしくは年度末に修了する予定の者は、修士の学位の授与を申請することができます。

2. 学位申請に必要な書類

(1) 修士論文題目届

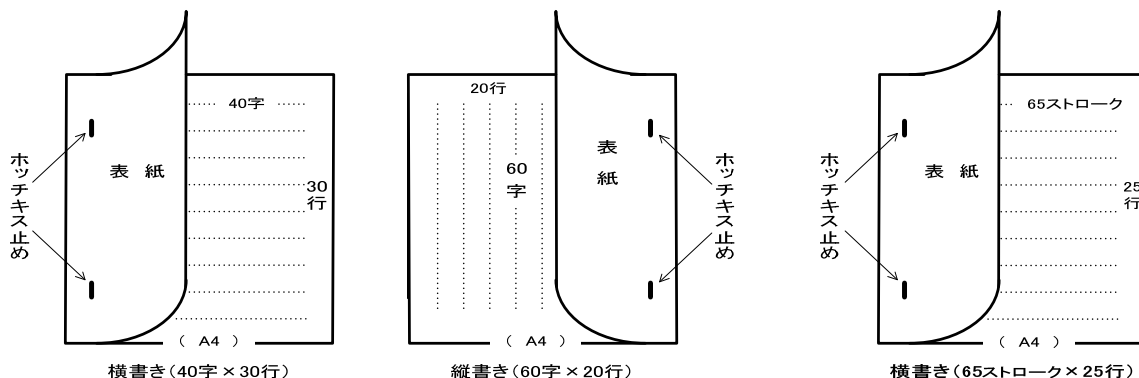
対象者は、論文題目届用紙をKOAN掲示より入手し、指定する期日(行事予定表を参照)までに所定の方法で教務係へ提出してください。なお、論文題目は学籍簿に記載しますので、正確に記入してください。

外国語による修士論文を提出しようとする者は、論文題目届提出時に、外国語による修士論文の提出であることを担任教員に申し出て、承認を得てください((2)④参照)。

(2) 修士論文

対象者は、修士論文を以下の要領により作成のうえ、指定された期日(行事予定表を参照)までに教務係へ提出してください。期限後はいっさい受理しません。

- ① A4判用紙(白色)を使用し、原則としてパソコンの文書作成ソフトを使用して作成してください。横書きの場合は、40字×30行、縦書きの場合は、60字×20行で作成してください。
- ② 修士論文は、その電子データ(ワードファイルやPDFファイルなど)も提出してください。
- ③ 修士論文は、原則として日本語によるものとします。ただし、④に該当する場合を除きます。
- ④ 修士論文は、特に必要と認められた場合には、担任教員の承認を得て、外国語(当分の間、英語のみ)により、これを作成することができます。
 - 外国語による修士論文を提出する際には、日本語による要約を添付してください。
 - 外国語による修士論文を提出した場合にも、法学研究科規程第16条第2項に基づく口頭試験は、日本語で行います。
 - A4判用紙(白色)を使用し、原則としてパソコンの文書作成ソフトを使用して作成してください。ダブルスペース(1行分間を空ける)、半角65文字×25行で作成してください。
- ⑤ 修士論文は、両面印刷のうえホチキス止めにし、論文題目、学年及び氏名を記載した表紙を付けてください。
- ⑥ 修士論文は、4部提出してください。



(3) 閲覧・複写承諾書及び誓約書

対象者は、法学研究科ローライブラリーで保管される修士論文の閲覧・複写の可否を確認する「閲覧・複写承諾書」及び学位申請にあたり本学で定める不正行為（ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーナーシップ等）がないことの「誓約書」を提出してください。

3. 学位審査の基準

論文審査の基準については25頁の『大阪大学大学院法学研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について』を参照してください。

論文の内容及び形式については、27頁の『大阪大学大学院法学研究科における学位申請論文の内容及び形式に関するガイドライン』を参照してください。

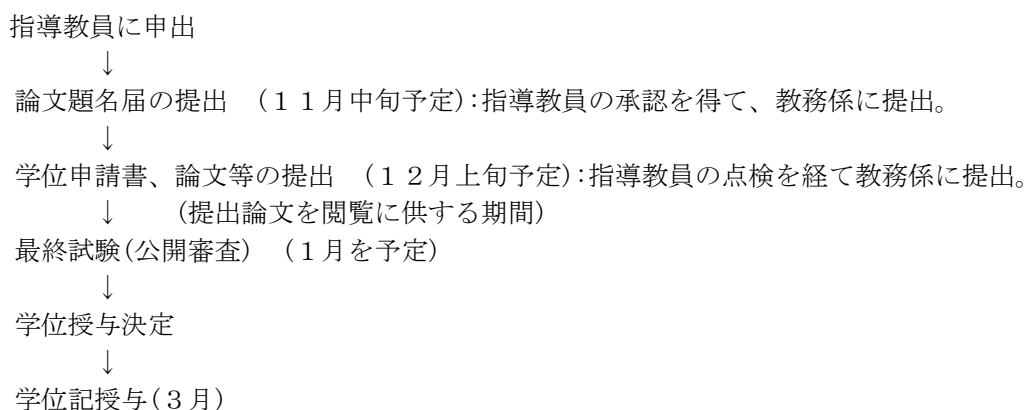
II 博士学位(課程博士)

1. 対象者

博士後期課程の在学学生または博士後期課程に在学していた者は、以下のいずれかに該当する場合には、課程博士の学位の授与を申請することができます。ただし、いずれの場合も、あらかじめ指導教員の承認を得ておかなければなりません。

- ① 博士後期課程に3年以上在学(当該学期中に3年以上在学見込みの者を含む)し、修了に必要な単位を修得している者。
 - ② 博士後期課程在学期間が1年以上であるが3年には満たないため①には該当しないが、修了に必要な単位を修得しており(当該学期中に修得見込みの者を含む)、優れた研究業績をあげた者であって、研究科教授会がとくに認めたもの。
 - ③ 博士後期課程に3年以上在学し、単位修得退学をした者であって、退学後3年を経ないもの。
- ・②に該当する者は、申請にあたり、指導教員と十分に相談してください。
 - ・③に該当する者は、指導教員が退職している場合には、分野が近い教員ならびに教務係と相談してください。

2. 学位授与までの流れ



※9月の学位授与を希望する場合、5月中旬(予定)に論文題名届の提出、6月上旬(予定)に学位申請書、論文等の提出となります。

3. 学位申請に必要な書類

(1) 博士論文題名届

対象者は、論文題名届用紙をKOAN掲示より入手し、論文題名届を、KOAN掲示によって指定する期日(5月中旬、11月中旬を予定)までに、教務係へ提出してください。

(2) 博士論文等

対象者は博士論文及び以下の書類を、注意事項にしたがい、KOAN掲示によって指定する期日までに(6月上旬、12月上旬を予定)、教務係へ提出してください。

学位申請書	1部	様式1
博士論文	3部	A4判で作成してください。原則としてパソコンの文書作成ソフトを使用してください。
参考論文(任意提出)	3部	博士論文に添えて、参考論文を提出することができます。
論文目録	4部	様式2
論文内容の要旨	5部	様式3
履歴書	5部	様式4
確認書	1部	様式10(インターネット公表(大学機関リポジトリ掲載)確認書)
誓約書	1部	法学研究科指定様式

- ① 博士論文の提出にあたっては、指導教員の事前の承認が必要です。
- ② 博士論文、論文目録、論文内容の要旨の題名は、必ず同一にしてください。
- ③ 提出書類は、とくに指示のないかぎりパソコンの文書作成ソフトで本人が作成してください。
- ④ 論文審査員の人数により、印刷物の部数の追加を求めることもあります。
- ⑤ 博士論文及び様式3について、その電子データ(PDFファイル)も提出してください。
- ⑥ 博士論文は、原則として日本語によるものとします。ただし、本研究科教授会が認めたときは、それ以外の言語(当面、英語のみ)により作成することができます。外国語による作成を希望する場合は、遅くとも提出の1年前までに指導教員と相談してください。

4. 学位審査の基準

論文審査の基準については25頁の『大阪大学大学院法学研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について』を参照してください。

論文の内容及び形式については、27頁の『大阪大学大学院法学研究科における学位申請論文の内容及び形式に関するガイドライン』を参照してください。

大阪大学大学院法学研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について

本研究科が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の審査体制、審査の方法並びに評価項目及び基準等に従って審査する。

1. 修士論文

1.1 審査体制

本研究科教授会に論文審査に当たる審査委員会を設置し、教授1名を含む本研究科教授会構成員である3名以上の教授又は准教授をもって組織する。ただし、必要があるときは、教授1名を含む本研究科教授会構成員である2名以上の教授又は准教授に、専任講師又は他の研究科等の教授、准教授もしくは講師1名以上を加えて組織することができる。また、主査1名、副査2名以上を置き、主査及び副査になれる者は次のとおりとする。なお、審査にあたって必要があるときは、本研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

- ・ 主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの修士論文の審査等全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・ 副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べる者とする。

1.2 審査の方法

学位論文の審査においては、1.3に掲げる評価項目について、主査と副査による査読、及び最終試験（口頭試験）を行う。なお、口頭試験は、原則として公開の発表会を実施して行う。審査委員会は、1.3に掲げる評価項目について、審査する論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価の観点を定めて評価を行う。

1.3 評価項目及び基準

- 当該論文について、専攻分野の発展に貢献する研究内容を含んでいる。
- 当該論文について、相当量の資料に基づき、研究主題に照らして適切な方法により正確な理解の下に論理的な叙述がなされている。
- 当該論文について、明瞭かつ平明に書かれている。
- 当該論文の内容について、最終試験（口頭試験）において、学術研究にふさわしい討論がなされている。

1.4 学位論文が満たすべき水準

上記の評価項目を概ね満たすと審査委員の過半数が認める場合、修士論文として合格とする。

2. 博士論文

2.1 審査体制

本研究科教授会に論文審査に当たる審査委員会を設置し、教授2名を含む本研究科教授会構成員である3名以上の教授又は准教授をもって組織する。ただし、必要があるときは、教授2名を含む本研究科教授会構成員である2名以上の教授又は准教授に、専任講師又は他の研究科等の教授、准教授もしくは講師1名以上を加えて組織することができる。また、主査1名、副査2名以上を置き、主査及び副査になれる者は次のとおりとする。なお、審査にあたって必要があるときは、本研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

- ・ 主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの博士論文の審査等全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・ 副査になれる者は、論文内容の専門分野に深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べる者とする。

2.2 審査の方法

学位論文の審査においては、2.3に掲げる評価項目について、主査と副査による査読、及び最終試験（口頭試験）を行う。なお、口頭試験は、原則として公開の発表会を実施して行う。審査委員会は、2.3に掲げる評価項目について、審査する論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価の観点をもって評価を行う。

2.3 評価項目及び基準

- 当該論文について、十分な学術的価値がある（学問的理論やその応用に関する重要な貢献をなすものである。）。
- ・ 論理的整合性を保っている。
- ・ 高いオリジナリティ（未知の事象・事物の発見、新しい理論や政策的・実践的提言の構築・展開、新しい学問的概念の提出、歴史的事実の再評価など）を有している。
- 当該論文について、明瞭かつ平明に書かれている。
- 当該論文の学術内容を含む分野に関する十分な全般的知識を有していると認められる。
- 当該論文について、公開にて行う最終試験（口頭試験）において、学術研究にふさわしい発表及び討論がなされている。

2.4 学位論文が満たすべき水準

上記の評価項目を概ね満たすと審査委員の過半数が認める場合、博士論文として合格とする。

大阪大学大学院法学研究科における 学位申請論文の内容及び形式に関するガイドライン

修士学位

大阪大学大学院法学研究科（以下、「本研究科」という。）において、修士の学位を受ける者は、法学・政治学における研究能力、及び高度の専門性が求められる職業を担うための能力を有する必要がある。本研究科では、論文の修士学位審査に関し、別に定める「学位論文に係る評価に当たっての基準」のほか、修士論文の内容及び形式について、次のとおりガイドラインを設ける。

- (1) 修士論文は、専攻分野の発展に貢献する研究内容を含む必要がある。
- (2) 修士論文は、明瞭かつ平明に書かれていなければならない。
- (3) 修士論文は、原則として日本語で作成しなければならない。外国語による修士論文を提出しようとする者は、論文題目届提出時に、外国語による修士論文提出であることを担任教員に申し出て、承認を得なければならない。
- (4) 修士論文では、相当量の資料に基づき、研究主題に照らして適切な方法により正確な理解の下に論理的な叙述がなされなければならない。
- (5) 修士論文の本文は、緒論及び結論に相当する章を含まなければならない。本文は、さらに、主題とする研究分野の概要、他の研究者による関連研究の状況、主題とする研究の位置づけ及び意義、並びに当該研究の方法及び結果を、適切な章立てにより含むものとする。

博士学位

大阪大学大学院法学研究科（以下、「本研究科」という。）において、博士の学位を受ける者は、博士論文の学術内容を含む分野に関する十分な全般的知識を有し、独立した研究者として研究を遂行できる学力を有する必要がある。本研究科では、論文の博士学位審査に当たり、別に定める「学位論文に係る評価に当たっての基準」のほか、大阪大学学位規程に基づき、博士論文の内容及び形式について、次のとおりガイドラインを設ける。

- (1) 博士論文は、法学・政治学の分野において十分な学術的価値を有する必要がある。学術的価値とは、論理的整合性を保ちつつ、高いオリジナリティ（未知の事象・事物の発見、新しい理論や政策的・実践的提言の構築・展開、新しい学問的概念の提出、歴史的事実の再評価など）を有するものであり、学問的理論やその応用に関する重要な貢献をなすものを指す。また、博士論文は学術的に社会に貢献する内容を含んでいることが望ましい。
- (2) 博士論文は、明瞭かつ平明に書かれていなければならない。また、学位申請者自身が自立的かつ主体的に取り組んだ研究の成果であることが必要である。
- (3) 博士論文は、原則として日本語で作成するものとする。ただし、提出の前年度に本研究科教員が必要と認めたときは、それ以外の言語により作成することができる。
- (4) 博士論文の本文は、緒論及び結論に相当する章を含まなければならない。本文は、さらに、主題とする研究分野の概要、他の研究者による関連研究の状況、主題とする研究の位置づけ及び意義、並びに当該研究の方法及び結果を、適切な章立てにより含むものとする。

学生生活について

1. 学生証

学生証は、みなさんが学生としての身分を有することを証明するものですから、通学ならびに受験の際には必ず携行してください。特に、5.に掲げる証明書類の交付を受けるときは学生証が必要となります。なお、デジタル学生証は当面の間、試験時の本人確認証明のためには使用できませんのでご注意ください。

学生証は修了、退学、除籍したときは直ちに返付してください。留年等の理由で有効期間が失効する場合は、4月上旬に新たに交付いたします。なお、紛失等で学生証の再発行を受けようとするときは、学生センターに届け出てください。

2. 住所等の変更及び各種届出

入学時に届け出た住所、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先等に変更があった場合は、KOANメニューの「学生情報」項目から各自で忘れずに修正をしてください。

また、改姓等があった場合は直ちに教務係に届け出てください。

3. 健康診断及び健康診断証明書

学校保健安全法の定めにより、学生のみなさんは毎年指定された時期に、必ず健康診断を受けなければなりません。特に最終年次の学生のみなさんは、就職等の際に健康診断証明書の提出を求められることがありますから、受検もれのないよう十分に注意してください。

なお、学生健康診断の受検に際しては、インターネットを利用したWEB調査票へ事前入力が必要です。健康支援相談センターホームページのトップ画面からWEB問診ページへアクセスし、画面上の質問にすべて回答してください。

学生健康診断を受検した場合は、健康診断証明書は、各年度の6月中頃から3月中頃の間、自動発行機により無料で発行することができます。

4. 学生のみなさんへの連絡方法

学生のみなさんに知らせる必要のある事項は、掲示板又はKOAN掲示板で発表します。掲示板等で掲示したものは周知したものとして、掲示の見落としによる不利益等は自己責任となりますので十分に注意してください。

また、事情によっては電話、電子メール、郵便等によって行う場合があります。

なお、住所、電話番号、メールアドレスを変更した場合には、KOANにログインの上すぐさま訂正するようにしてください。

5. 証明書類の発行

1) 通学定期乗車券発行控

通学定期乗車券発行控は、正規課程に在学する学生に限り交付します。(教務係で配付)

2) 学生旅客運賃割引証

学校学生生徒旅客運賃割引証の発行は、原則として次の目的をもって旅行する必要があると認めら

れる場合に限ります。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

3) 発行手続

学校学生生徒旅客運賃割引証、成績証明書、卒業見込証明書など多くの証明書類は、証明書自動発行機を利用して発行することができます。自動発行機は、豊中地区では以下の場所に設置されています。(KOANに英語氏名の登録をしている学生については英語版の証明書も発行可)

建物/設置場所	利用時間
豊中学生センター 学生交流棟 2階ホール	午前8時30分～午後5時
全学教育推進機構 管理・講義棟A棟2階教務係前	月～金曜日 (祝日、年末・年始、夏季休業日等を除く)

学生センター休業日は使用できません。

自動発行機を利用できない証明書等が必要な場合は、所定の交付願に使用目的を明確に記入し、受領を希望する日の遅くとも5営業日前までに教務係に申請してください。

6. 集会及び団体

研究科内において集会を催すとき、又は課外活動等の団体を結成しようとするときは、所定の集会展又は団体結成届を事前に提出し、研究科長の承認を得る必要があります。

なお、全学的な集会の開催又は団体等の結成については、すべて学生センターに届け出て、総長の承認を得ることになっています。

7. 掲示及び教室等の使用

研究科内に文書その他を掲示しようとするときは、教務係において掲示物に承認印を得てください。掲示は指定された場所に限り許可されます。掲示期間は原則として7日以内とします。

授業又は業務に支障のない限り、みなさんは顧問教員の指導のもとで研究その他課外活動等のため本研究科所管の教室その他を使用することができます。この場合、責任者は実施期日の3日前までに教務係を通じて、所定の使用願を研究科長宛に提出し、その許可を得る必要があります。

教室その他を使用した場合は、特に次の事項について留意してください。

- (1) 研究会又は集会終了後は、備品・器具類を整理のうえ、授業等に差支えないようにしておくとともに、責任者は直ちに教務係又は守衛室に連絡すること。
- (2) 火気の取り扱いについては、特に注意すること。

8. 休学、復学、退学等の申請

休学、復学、退学等を願ひ出る場合は、開始希望日の遅くとも1か月以上前までに、教務係を通じて申請手続を完了する必要があります。

なお、休学は、疾病、留学など、3か月以上修学できない理由がある場合とし、申請に際して、疾病の場合は医師の診断書を、留学の場合は証明書類等の写しを、その他の場合は証明書類（証明書が提出できない理由の場合には理由書）を添付してください。また、疾病の治癒を理由として復学を願い出る場合、疾病を理由として退学を願い出る場合も、同様に医師の診断書を添付してください。

いずれも申請後の取り消しは原則としてできません。

9. 授業料の納入等について

1) 授業料の納入について

授業料は所定の期間内に口座振替により納付してください。

○前期分： 5月27日 ○後期分： 11月27日

※金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。

ただし、経済的理由により納入が困難な場合には、収納を免除されたり（「授業料免除」）、猶予されたり（「授業料収納猶予」）、分納を認められたり（「授業料分納」）することがあります。希望する人は下記の要領によって申請してください。

2) 令和8年度の授業料免除等について

以下の要件に該当する方は、大阪大学独自の支援制度として実施する授業料免除に申請することができます。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。

①経済的理由によって納入が困難である場合。

②授業料免除については、前後期各期の授業料の納入前6ヶ月以内（新生に限り納入前1年以内）に、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人もしくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納入が困難であると認められる方。

申請方法等

下記 URL 又は QR コードから Web ページにアクセスし、
申請要項※を確認の上、所定の手続を申請期間内に行ってください。

（※前期：1月末日 後期：8月末日掲載予定）

<大阪大学授業料免除等制度の申請方法等（申請要項・申請システム）>

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system>



3) 授業料収納猶予・授業料分納

大阪大学独自の支援制度として実施します。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。

【問合せ先】

吹田学生センター授業料免除担当（開館時間 平日 8:30～17:00）

TEL: 06-6879-7088・7161 E-mail: gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

10. 奨学金について

優れた能力を持つ大学院生に、高度な専門知識の修得や自ら設定したテーマに関する研究に専念する機会を与えることにより、今後の学術研究や社会的活動を担う人材を養成することを目的として、さまざまな奨学金制度が設けられています。

代表的な奨学金制度としては、次のようなものがあります。

第1に、最も広範に利用されているのが、日本学生支援機構の奨学金です。日本学生支援機構では、大学院における成績が特に優れており、将来的に教育・研究者、高度の専門性を要する職業人として活動する能力があると認められ、かつ本人の総収入金額(配偶者がいる場合は、配偶者に定職収入がある場合に限り、その収入を含む)が一定の金額以下である学生に対して、奨学金を貸与しています。

第2に、日本学術振興会による特別研究員制度(DC1、DC2等)があります。これは、博士後期課程在学者および修了者(単位取得退学者を含む)のうち、優れた研究能力を有するものを特別研究員に採用し、研究奨励金を支給する制度です。研究奨励金は返済の必要がありません。特別研究員は「科学研究費補助金」という研究費も得られる場合があります。日本学術振興会特別研究員制度は、単に奨学金としての機能のみならず、若手研究者のキャリア形成上も重要な役割を担っており、若手研究者にとって特別研究員に採用されることは非常に大きなメリットがあります。

この他に、多様な政府関係機関、民間財団等による奨学金を利用することも可能です。また、大阪大学ではティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)の制度も設けています。これは、大学院生が教員による研究・教育に対して一定の支援活動を行い、その報酬を得るものです。特に将来独立した研究活動を行う職種を志望している大学院生にとっては、研究や教育の実際を知る格好の機会でもあります。

財源の制約などもあり、すべての学生に奨学金が与えられるわけではありません。しかし、学部生の場合に比べると、大学院生が奨学金を得られる可能性は、飛躍的に大きくなります。

奨学金制度の詳細については、以下を参照してください。

I 日本学生支援機構奨学金(外国人留学生は除く)について

日本学生支援機構奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないように支援する制度です。貸与奨学金は返済の義務があり、必ず返済しなければなりません。

1. 奨学金の種類と貸与月額

(2025年12月時点)

奨学金の種類	貸与月額(「授業料後払い制度」は年額)		
第一種奨学金 (無利子)	博士前期(修士)課程	50,000円、88,000円から選択	
		授業料 後払い制度	年間の授業料相当額 (年額535,800円上限)
	博士後期(博士)課程	80,000円、122,000円から選択	
第二種奨学金 (有利子)	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円から選択		

(注1) 第二種奨学金は、貸与終了後に利子を附加した額を返還することになります。なお、貸与終了時に決定した利率を返還完了まで適用する方式と、貸与終了時から概ね5年ごとに利率を見直す方式のどちらか一方を選択できます。(いずれの方式も利率の上限は年3%)

(注2) 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた方で、在学中に特に優れた業績を挙げた方として認定された場合、奨学金の返還が免除される制度があります。

(注3) 授業料後払い制度では、年間の授業料相当額の「授業料支援金」に加えて、月額 20,000 円又は 40,000 円の「生活費奨学金」の貸与を希望することができます。

【募集情報（大阪大学ウェブサイト）】

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/recruit>



2. 奨学金の申請について

必要手続きや期限の詳細は、3月末頃に上記ウェブサイトに掲載します。ウェブサイトの情報を確認して、所定の方法により期限までに手続きを行ってください。

【問合せ先】

豊中学生センター奨学金担当（豊中キャンパス学生交流棟2階）

※お問い合わせは大阪大学ウェブサイトの問合せフォームをご利用ください。

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/form_recruit

II 地方公共団体及び民間奨学団体奨学金（外国人留学生を除く）について

地方公共団体及び民間奨学団体奨学会による奨学金（以下、「各種奨学金」という。）は、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる方に給与もしくは貸与される奨学金です。

学生センターで取り扱っている各種奨学金は、「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」と「希望者が直接出願する奨学金」があります。

「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」については、推薦人数に限りがあり、またそれぞれの団体での推薦基準があるため、必ずしも申請者全員が推薦候補者になるとは限りません。

また、奨学生に採用されると、在学中のみならず卒業後も団体との関係は続きます。大阪大学から推薦されたという自覚を持ち、向学心をさらに高め、交流会、面談、研修会への出席や、生活状況調書、成績表、奨学金受領書の提出など、奨学生としての義務を果たさなければなりません。これらの義務を怠った場合、辞退や採用取り消しとなる場合もありますので、十分に考慮の上、申請してください。

1. 対象者

奨学金の種類により異なります。

2. 申請方法

◆候補者を選考し大学から推薦する奨学金

大学からの奨学生候補者は、登録者から選考します。登録要項をダウンロードのうえ、要項で指定している受付期間内に申請してください。詳細は、当該期の「民間団体等奨学生推薦候補者登録要項」（以下、「登録要項」）を参照してください。「登録要項」は、12月下旬から、大阪大学ホームページよりダウンロードできます。

下記 URL 又は QR コードから Web ページにアクセスしてください。

<地方公共団体及び民間奨学団体の奨学金>

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/gov_n_private



推薦までの流れ

- 1 2月下旬～ 「登録要項」ホームページ掲載
- 2月下旬～3月 登録受付期間（登録要項にて指定された期間に申請してください。）
- 4月～6月 候補者選考、推薦期間（候補者にのみ、吹田学生センターから連絡します。）

◆希望者が直接出願する奨学金

大学に募集案内があった場合、その都度KOAN掲示板にてお知らせします。

地方公共団体奨学金については、本学に募集案内が来ない場合があるので、直接、出身地等の教育委員会等へ照会してください。

【問合せ先】

吹田学生センター民間団体等奨学金担当（開館時間 平日 8:30～17:00）

E-mail: gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

11. 学生教育研究災害傷害保険について

「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」は、国内外における教育研究活動中に学生が被った「けが」に対して補償を提供するために設立された保険制度です。

大阪大学では、全ての対象者がこの保険に加入することとしています。加入がまだの方は、すぐに加入の手続きをとってください。

1. 対象

学部生、大学院生、研究生、聴講生及び科目等履修生（留学生を含む。）

（大学施設を単に利用するだけの研修生は対象となりません。ただし日本学術振興会特別研究員は対象となります。）

2. 保険金の内容

保険金が支払われる 事故の範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中(授業、実験実習、演習等) 学校行事中	2,000 万円	程度に応じて 120 万円 ～3,000 万円	治療日数 1 日以上 が 対象 3,000 円～30 万円	1 日につき 4,000 円
通学中 学校施設等相互間の移動中 大学施設内（課外活動を除く）	1,000 万円	程度に応じて 60 万円 ～1,500 万円	治療日数 4 日以上 が 対象 6,000 円～30 万円	1 日につき 4,000 円
公認団体が大学に届け出た学 内外の課外活動中	1,000 万円	程度に応じて 60 万円 ～1,500 万円	治療日数 14 日以上 が 対象 3 万円～30 万円	1 日につき 4,000 円

（平成 30 年 4 月以降）

3. 加入方法及び請求方法

《加入方法》

専用サイト (https://osaka-univ.coop/welcome/grad-school/grad-school_808.html) より手続きを行い、コンビニ払い又はクレジットカード払いで支払いを行ってください。なお、接触感染予防保険金支払特約には対応していません。

※ 誤った金額を振り込まれた場合、加入手続きが取れず、この保険の対象となる「けが」であっても保険金の支払いができません。必ず、学年に対応した金額を払い込んでください。

新規加入時の学年	法学研究科	
	大学院 (前期・修士)	大学院 (後期・博士)
1	1,750	2,600
2	1,000	1,750
3		1,000

*別途 200 円のシステム手数料等がかかりますので、ご注意ください。

《事故の通知》

保険事故が発生したときは、ただちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を事故通知ハガキにより保険会社へ通知する必要があります。事故の日から30日以内に通知のない場合は、保険金が支払われないことがあります。事故通知ハガキは、大学生協の保険窓口に取りに来てください。記入したハガキは、大学生協の保険窓口から保険会社へ送付します。

《保険金の請求》

請求に必要な書類は大学生協の保険窓口で渡します。記入・作成のうえ、大学生協の保険窓口へ提出してください。

※学生教育研究賠償責任保険（学研賠）について

学研災付帯賠償責任保険（学研倍）^{がっけんばい}は、正課・学校行事中やインターンシップ（大学が承認したものに限り）・介護体験活動・教育実習・保育実習及びその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことによる法律上支払わなければならない損害賠償金を補償する保険です。

学研賠へは、「学研災」へ先に加入していなければ、加入することができません。加入希望者は必ず「学研災」に加入していることを確認のうえ、専用サイト

(https://osaka-univ.coop/welcome/grad-school/grad-school_808.html) より手続きを行い、コンビニ払い又はクレジットカード払いで支払いを行ってください。

※学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）について（任意）

学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）は、「学研災」への加入を条件として、学研災の補償内容に上乗せして補償される保険です。「学研災」ではカバーできない日常生活の病気やケガ、賠償事故の補償など幅広く補償されます。

留学生の方向けの、「インバウンド付帯学総」も用意されています。

詳細については、大阪大学ホームページを参照ください。

<新規来日された留学生の方へ>

大阪大学で安心安全に学べる環境を整えるために、外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総）の加入を強くお勧めします。

最近、留学生が自転車で走行中、通行人にぶつかってけがを負わせ、多額の賠償金を請求されたものの保険に入っておらず大きな問題となったケースがありました。個人賠償責任のほか、示談交渉サービスも付いており、学生生活を幅広くサポートする保険です。

※大学生協「CO・OP 学生総合共済」「学生賠償責任保険」について（任意）

大学生協「CO・OP 学生総合共済」は、大学生協（大阪大学生生活協同組合）が提供する、正課中、外を問わず、学生生活においてケガや病気の際、保障する制度です。「学生賠償責任保険」は、大学生活における様々な「賠償責任事故」に対する保障、一人暮らしの“もしも”に備える「一人暮らし特約あり」で、大学生活を強力にサポートする保険です。

詳細については、大阪大学ホームページを参照ください。

【窓口及び問合せ先】

- 「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」、「学研災付帯賠償責任保険（学研倍）」及び大学生協「CO・OP 学生総合共済」「学生賠償責任保険」関係
豊中生協事務所（豊中キャンパス豊中福利会館4階）
大阪大学 生活協同組合 総務部（豊中福利会館4階） 06-6841-3326
- 「学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）」関係
東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 学生生活総合保険相談デスク
0120-811-806（IP 電話からは 03-6629-5258） 受付 土日祝を除く 9：30～17：00 まで

【ホームページ】

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/insurance.html>

1 2. 海外留学について（学部・研究科共通）

法学部・法学研究科は、学生のみなさんが積極的に海外の大学で学んで新しい知識を獲得し、視野を広げることができるよう、海外留学を推進しています。ぜひ、各種制度を活用して留学し、その経験を将来に活かしてください。ここでは、主に交換留学について説明します。

1. 大学間交流協定に基づく留学（交換留学・大学間派遣）

大阪大学が大学間学生交流協定を結んでいる大学に留学を希望する場合には、学内の審査を経て、大阪大学より留学先への推薦を受けることができます。大阪大学からの推薦及び留学先大学の承認を経て交換留学が認められた場合は、授業料等相互不徴収の取り決めが適用されるため、留学先での授業料は不要です。大阪大学の授業料は納める必要があります。また、交換留学の場合、本学に在学した形での留学となり、留学期間を修業年限に算入することができます。

大学間派遣の場合、法学部・法学研究科教務係への応募書類提出期限は、5月中旬～下旬頃（翌年1月～3月に留学開始分）と9月上旬～中旬頃（翌年度中に留学開始分）です。具体的な応募期限はKOAN掲示板でお知らせします。応募に際しては、申請書のほか、エッセイ（留学を希望する理由

など)、語学能力証明や推薦状等が必要となります。語学能力については、大阪大学の語学能力基準のほか、留学を希望する大学によってはTOEFL等の基準点が設定されており、留学のためにはこれをクリアする必要があります。留学を希望する人は、応募に向け、情報収集を早めに進めるとともに、語学力の向上に励んでください。

交換留学を含め海外留学に関する詳しい説明が載っている「阪大生のための海外留学ガイドブック」等が、大阪大学ホームページ(「国際交流・留学」→「大阪大学から海外留学したい方」→「海外留学制度」)に掲載されています。また、この冊子は、教務係や国際交流・留学生相談室(法経研究棟2階)、国際教育交流センター豊中分室(学生交流棟2階)にもあります。

大学間協定校については、次のURLを参照してください。

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/action/exchange>

2. 部局間交流協定に基づく留学(交換留学:部局間派遣)

大阪大学法学部・法学研究科が部局間学生交流協定を結んでいる大学についても、学部・研究科内の審査を経て、推薦を受けることができます。大学間派遣と同様、留学先での授業料は不要です。申請方法など詳細はKOAN掲示板でお知らせします。

部局間協定校については、次のURLを参照してください。

<https://www.law.osaka-u.ac.jp/graduate/about/international.html>

3. 交換留学先で修得した単位の取扱い

交換留学先で修得した単位は、留学後、本人からの申請に基づき、教授会で審議し認められた場合には、法学部規程あるいは大学院法学研究科規程で認められた範囲で、卒業・修了要件単位に算入されることがあります。申請の際には、申請書のほか留学先大学発行の成績証明書及びシラバス等の提出が必要です。

なお、単位認定を行う科目(認定科目)の単位数については、留学先大学で修得した単位数そのものではなく、留学先大学においてその科目の単位を修得するために授業に出席しなければならない時間数と本学部・研究科で定めている認定科目の単位数を取得するために必要な時間数とを比較したうえで決定します。また、語学や一般教養の修得を主たる目的とする科目や、ボランティア等もっぱら実地体験を内容とする科目については認定されませんので注意してください。

4. 奨学金

日本学生支援機構、大阪大学、その他民間財団によるものなど、海外留学を対象とした奨学金に関する情報は、大阪大学ホームページ(「国際交流・留学」→「大阪大学から海外留学したい方」→「留学助成制度」)を参照してください。なお、大学を通じて応募するものについては、KOAN掲示板で募集します。

5. その他

国際交流・留学生相談室(法経研究棟2階)では、交換留学を希望する人だけでなく、海外の大学、ロースクールの修士課程(LL.M.プログラム)や他の専門領域の大学院プログラムへの留学(進学)などを考えている人に対しても、様々な情報提供やアドバイスを行っています。(14. 国際交流・留学生相談室の項目を参照)

また、大阪大学法学会の会員である学生が、大学間あるいは部局間交流協定に基づく交換留学を認められた場合には、同会の海外留学資金助成制度に応募することができます。詳細は大阪大学法学会事務局まで問い合わせてください。

1 3. 学生支援室

学生支援室は、法学部・法学研究科・高等司法研究科に在籍する学生の修学環境を調整し、キャリア形成を支援することを目的として設置された組織です。主な業務は、次の通りです。

- ① 学生生活に関する相談（全学の他の相談窓口への紹介・取次ぎを含みます）
- ② 卒業後の進路に関する情報の提供（公務員、民間企業等からの案内チラシの設置）
- ③ 公務員セミナー、各種の説明会・講演会の開催支援
- ④ キャリアデザイン・データベース（法学部生の就職、進路等の活動体験記を取りまとめてCLEの「キャリアデザインデータベース」というコース上に掲載しています）
- ⑤ 法学部・法学研究科生のキャリア形成支援のための講演会の開催（青雲会と共催）

上記のことについて、相談したいことがあれば、遠慮なく職員にお尋ねください。

【 場 所 】 豊中総合学館 1 階

【 開 室 時 間 】 午前 9 時から午後 5 時（11：30-12：30 は除く）

【 休 室 日 】 土日、祝日及び年末年始

その他、入学試験の実施期間等は閉室します。

【 問 合 せ 先 】 法学部・法学研究科・高等司法研究科「学生支援室」

E-mail: student-support-office.law@ml.office.osaka-u.ac.jp

詳細はホームページをご確認ください。(https://www.law.osaka-u.ac.jp/support/)

1 4. 国際交流・留学生相談室

留学生のみなさんへ

留学生のみなさんのための相談窓口として国際交流・留学生相談室があります。大阪大学での学修や生活について助言やサポートをおこなっています。学修の事柄については、教務係や学生相談室等との緊密な連携のもと相談に応じます。困ったことがあったらいつでも相談してください。

日本人学生のみなさんへ

国際交流・留学生相談室では海外留学を希望する皆さんの相談にも応じています。大阪大学国際教育交流センター等と連携し、情報提供やアドバイスを行います。また、留学生と交流を持ちたい日本人学生は気軽にご連絡ください。

国際交流・留学生相談室

法経研究棟 2 階 201

TEL: 06-6850-5181

E-mail: exchange.law@office.osaka-u.ac.jp

ホームページ: <https://www.law.osaka-u.ac.jp/foreign/>

15. 全学の相談窓口

先に説明した法学研究科の相談窓口のほか、次のような全学部・研究科の学生を対象とした相談窓口もあります。

詳細はホームページより確認してください。

相談内容	大学の相談窓口
留学生の相談、海外留学について	国際教育交流センター
障がいや合理的配慮について相談があるとき、支援がほしいとき	健康支援相談センター アクセシビリティ支援室(学生交流棟3階)
健康上の心配があるとき	健康支援相談センター (内科・精神科・整形外科各専門医)
ハラスメントに関する相談があるとき	ハラスメント相談室
学生生活上のアドバイスがほしいとき	健康支援相談センター ピア相談室(学生交流棟3階)
学生生活上の悩みを相談したいとき	健康支援相談センター 学生相談室(学生交流棟3階)
進学・就職について相談したいとき	キャリアセンター

【ホームページ】

国際教育交流センター

<https://ciee.osaka-u.ac.jp/>

健康支援相談センター

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/>

ハラスメント相談室

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/prevention_sh

キャリアセンター

<https://career.osaka-u.ac.jp/>

大阪大学法学会の役割と入会のお願い

法学部・法学研究科の一員となられた皆様に、大阪大学法学会についてご案内申し上げます。

■大阪大学法学会とは

構成員は、法学部、法学研究科、高等司法研究科の教員と学生です。

大阪大学で法学や政治学を学び、研究する人たちが、相互に協力し合い、知的研鑽をはかることを目的とし、1951年に創設されました。

■法学会による教育研究活動へのサポート

〔学生の研究学修活動等への支援事業〕

学生会員の留学を促進するための費用支援、成績優秀者表彰、キャリアデザインや就職、法学部での学び方入門に関するワークショップの開催、自主的な研究学修活動への費用支援を行っています。

学生会員向けに配付される雑誌『まちかね法政ジャーナル』には、学生の研究成果発表の場として、青雲会（大阪大学法学部同窓会）懸賞論文入賞論文、留学報告、自主研究成果報告が掲載され、また学修教材として、法学部定期試験の過去問題が掲載されます。

〔教育基盤整備支援事業〕

毎年、図書館における学生用図書を充実させるための図書寄贈事業を実施しています（年間約100万円）。

法学部における外国語による授業科目を充実させることを目的に、法学会記念講義を開講しています（2単位科目を2科目、年間約40万円）。

〔研究成果の発表促進事業〕

会員（教員と学生）の研究成果を発表する媒体として、学術雑誌『阪大法学』を刊行するとともに、国内外から招いた研究者による講演会を開催するなど、法学・政治学に関する最新の知識・情報を会員に提供しています。

『阪大法学』に論文を寄稿する博士後期課程学生への研究費支給などの支援を行っています。

■法学会入会のお願い

以上のような事業は、会員の納める会費により支えられており、教員と学生の皆様が会員となっていていただくことによってもはじめて成り立ちます。そして、法学会が行ってきたこれらの教育・研究活動基盤の整備は、これまで法学部・法学研究科を卒業・修了された先輩諸氏によって築き上げられてきたものです。

これらをさらに充実したものとし、将来の後輩たちに継承できるように、法学会へのご入会を強くお願い申し上げます。

■法学会ウェブサイト

活動の詳細については、以下のウェブサイトもご覧ください。

<https://www.law.osaka-u.ac.jp/hougakukai/>

※「大阪大学法学会」で検索してください。



【お問い合わせ先】

大阪大学大学院法学研究科内

大阪大学法学会

TEL : 06-6850-5178

E-mail : hogakkai.law@office.osaka-u.ac.jp

大阪大学法学部同窓会「青雲会」について

大阪大学法学部同窓会は「青雲会」と称し、1954（昭和29）年3月に発足しました。

「正会員」である法学部卒業生・大学院法学研究科修士生および高等司法研究科修士生の入会希望者を中心に、「準会員」として法学部在学学生・大学院法学研究科在学学生、「名誉会員」として教員を加え、総勢1万3千人を超える会員で構成される同窓会です。

会員は、経済界、法曹界、官公・大学等、各方面で活躍しています。これら会員相互の連携を密にし、親睦を図ることが本会の活動の中心であり、このことを通じて、大阪大学法学部の発展に寄与したいと考えています。日常的な活動を通じて、各会員相互のつながりが強く、暖かい家庭的雰囲気にも包まれているのが本会の大きな特徴です。

【青雲会の主な事業】

1. 会報の発行（年1回）および会員名簿の管理
2. 総会の開催（毎年7月） 総会・講演会・懇親会
恩師を囲む機会、ゼミ同窓の集まりの機会として利用されています。在学学生も出席できます。
3. 在学学生への支援活動
 - ① 学部生を対象に「青雲懸賞論文」を募集し、上位入賞者を表彰
 - ② 高度教養教育科目「ロイヤリング（紛争処理）」への支援
 - ③ 「若手交流会」や「座談会」の開催
 - ④ 「キャリア形成支援講演会」の開催
 - ⑤ 「せいうんエンサポ！」による就職活動の支援
4. 青雲会発足後10年ごとの記念事業
 - ① 記念樹、記念石「青雲」、モニュメント「翔」の寄贈
 - ② 図書館および法学部資料室に対する記念文庫の寄贈
 - ③ 大学院高等司法研究科に後援基金を設置するとともに、法経研究棟に絵画「黎明」を寄贈
 - ④ 創立60周年記念事業として、青雲キャリア支援基金を設置するとともに、法経講義棟に絵画「ライムストーンの家」を寄贈
 - ⑤ 創立70周年記念事業として、法学部の主要教室に新しい録画配信システムを設置

※ 以上活動内容の詳細については下記青雲会ホームページをご参照下さい。

【青雲会ホームページ】 <https://www.seiunkai.net/>

お問い合わせ先 大阪大学大学院法学研究科内
大阪大学法学部同窓会「青雲会」

TEL 06-6850-5198 E-mail ishibashi@seiunkai.net

青雲会ホームページは
こちらから→



大阪大学大学院法学研究科規程

第1章 総則

(趣旨及び目的)

- 第1条 この規程は、大阪大学大学院学則に基づき、大阪大学大学院法学研究科(以下「本研究科」という。)における必要な事項を定めるものとする。
- 2 本研究科は、法学及び政治学の研究教授を通じて、その水準の向上に寄与するとともに、高度の研究能力及び精深な学識を有する人材を育成し、社会に貢献することを目的とする。

(課程及び専攻)

- 第2条 本研究科の課程は、博士課程とする。
- 2 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分する。
- 3 本研究科に、法学・政治学専攻を置く。

(入学)

- 第3条 前期課程及び後期課程に入学を志願する者については、本研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て選考するものとする。

(教育プログラム)

- 第4条 前期課程に、綜合法政プログラム、研究者養成プログラム及び知的財産法プログラムを設ける。

(教育方法)

- 第5条 本研究科の教育は、授業科目の授業と研究指導とによって行う。

(授業科目、単位数等)

- 第6条 前期課程の各プログラムの授業科目の区分、分類、科目名、単位数、履修方法等については別表第1、後期課程の授業科目及び単位数については別表第2のとおりとする。

(授業科目の配当、授業時間及び単位の計算方法)

- 第7条 授業科目の配当及び授業時間は、年度ごとに定める。
- 2 授業科目の単位の計算方法は、15時間をもって1単位とする。

(担任教員及び指導教員)

- 第8条 前期課程の学生には担任教員を、後期課程の学生にはその研究分野に応じて指導教員をそれぞれ定める。
- 2 担任教員及び指導教員は、教授又は准教授とする。ただし、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、専任講師をもって代えることができる。
- 3 学生は、担任教員又は指導教員の指導を受けて学修計画を定める。

(研究計画及び研究指導)

- 第8条の2 学生は、毎学年所定の期日までに、研究指導計画書を提出しなければならない。
- 2 学生は、学年ごとに研究指導を受け、毎学年末の所定の期日までに、研究指導報告書を提出しなければならない。
- 3 研究計画及び研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 前期課程

(履修方法)

第9条 前期課程の学生(以下この章において「学生」という。)は、研究指導を受けるとともに、別表第1の履修方法に規定する必要修得単位を含め、30単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、教授会の議を経て研究科長が必要と認めるときは、大学院横断教育科目を履修し、これを4単位を限度に前項に規定する単位に充当することができる。

3 学生は、教授会の議を経て研究科長が必要と認めるときは、他の研究科の授業科目、リーディングプログラム科目又は法学部若しくは他の学部の授業科目を履修し、これを8単位を限度に1項に規定する単位に充当することができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第10条 学生は、教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、本研究科が他の大学院又は外国の大学院と協議する授業科目を履修し、これを15単位を限度に前条第1項に規定する単位に充当することができる。

2 学生は、教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。以下同じ。)における学修を、本研究科における授業科目の履修とし、これを前項の規定により修得した単位と合わせて15単位を限度とし前条第1項に規定する単位に充当することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条の2 学生は、教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、本研究科入学前に大学院において修得した授業科目の単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科において修得したものとして認定を受けることができる。

2 前項の規定により修得したものとして認定を受けることができる単位数は、15単位を超えない範囲で第9条第1項に規定する単位に充当することができるものとし、前条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を限度とする。

(履修授業科目の届出)

第11条 学生は、毎学年指定する期日までに、その学年で履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

(履修授業科目の試験)

第12条 履修した授業科目の試験は、各授業科目担当の教員により筆記若しくは口頭又は研究報告によって行う。

2 授業科目担当の教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が必要と認めるときは、臨時に試験を行う。

3 前2項の試験の成績は、100点を満点として次の評語をもって表し、A+からC-までを合格、Fを不合格とする。

A+ (90点以上)

A (85点以上90点未満)

A- (80点以上85点未満)

B+ (75点以上80点未満)

B (70点以上75点未満)

C+ (65点以上70点未満)

C (61点以上65点未満)

C- (60点以上61点未満)

F (60点未満)

(単位の授与)

第13条 前条の規定により合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(修士論文の提出)

第14条 修士論文を提出しようとする学生は、前期課程に1年以上在学し、第9条第1項に規定する単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。ただし、在学期間1年をもって第9条第1項に規定する単位を修得し得る者で、教授会の議を経て、研究科長が優れた研究業績を上げたものと認めた学生については、この限りでない。

2 前項の修士論文を提出しようとする学生は、その題目を担当教員の承認を得て、あらかじめ指定する期日までに届け出なければならない。

3 修士論文は、あらかじめ指定する期日までに提出しなければならない。

(修士論文の審査)

第15条 修士論文の審査は、教授1名を含む教授会構成員である3名以上の教授又は准教授で組織する審査委員会が行う。ただし、必要があるときは、教授1名を含む教授会構成員である2名以上の教授又は准教授に、専任講師又は他の研究科等の教授、准教授若しくは講師1名以上を加えて審査委員会を組織することができる。

2 修士論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

3 審査委員会の委員は、教授会が委嘱する。

4 修士論文の合否は、審査委員会の報告を受け、教授会が審査し、議決する。

(最終試験)

第16条 前期課程の最終試験は、第9条第1項の規定に従い所定の単位を修得した上、修士論文を提出した者について行う。

2 最終試験は、審査した修士論文及びこれに関連のある授業科目について、口頭試験によって行う。

3 最終試験は、修士論文を審査した審査委員会が行う。ただし、必要があるときは、教授会において他の教授、准教授又は専任講師を審査委員として委嘱することができる。

4 最終試験の合否は、審査委員会の報告を受け、教授会が審査し、議決する。

第3章 後期課程

(履修方法)

第17条 後期課程の学生は、研究指導を受けるとともに、別表第2に規定する科目4単位以上を含め、8単位以上を修得しなければならない。ただし、高度専門職特別選抜により入学した学生は、当該単位の修得を要しないものとする。

2 学生は、指導教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が必要と認めるときは、大学院横断教育科目を履修し、これを4単位を限度に前項に規定する単位に充当することができる。

3 指導教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が必要と認めるときは、当該専攻の前期課程若しくは他の研究科の授業科目又はリーディングプログラム科目を履修し、これを1項に規定する単位に充当することができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第18条 指導教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、本研究科が他の大学院又は外国の大学院と協議する授業科目を履修し、これを第10条第1項の単位と合わせて15単位を限度に

前条第1項に規定する単位に充当することができる。

- 2 指導教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程における学修を、本研究科における授業科目の履修とみなし、これを前項の規定により修得した単位及び第10条第2項の単位と合わせて15単位を限度とし前条第1項に規定する単位に充当することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第18条の2 教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、本研究科入学前に大学院において修得した授業科目の単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び前条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定により修得したものとして認定することができる単位数は、第10条の2第2項の単位と合わせて15単位を超えない範囲で第17条第1項に規定する単位に充当することができるものとし、前条第1項及び第2項の規定により修得したもののみならず単位数と合わせて20単位を限度とする。

(他の大学院等における研究指導)

第18条の3 指導教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が必要と認めるときは、他の大学院等との協定に基づき、当該大学院等において必要な研究指導を受けることができる。

(長期にわたる課程の履修)

第18条の4 研究科長は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により計画的な履修を許可された学生に関し必要な事項は、別に定める。

(履修授業科目の届出及び試験、単位の授与、博士論文の審査並びに最終試験)

第19条 博士論文を提出しようとする学生は、後期課程に2年6月を超えて在学し、第17条第1項に規定する単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者で、教授会の議を経て、研究科長が優れた研究業績を上げたものと認めた学生は、博士論文を提出することができる。

- (1) 修士課程又は前期課程における在学期間(2年を限度とする。)と後期課程における在学期間を合計して3年以上で、かつ、2年6月以内の後期課程在学期間をもって第17条第1項に規定する単位を修得し得る者
- (2) 入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められ後期課程に入学し、1年以上2年6月以内の後期課程在学期間をもって第17条第1項に規定する単位を修得し得る者
- (3) 高度専門職特別選抜により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められ後期課程に入学し、かつ、後期課程在学期間が1年以上の者

第20条 履修授業科目の届出及び試験については、第11条及び第12条の規定を、単位の授与については、第13条の規定を、博士論文の審査については、第15条の規定を、最終試験については、第16条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第15条第1項中「教授1名」とあるのは「教授2名」と、第16条第1項中「第9条第1項」とあるのは「第17条第1項」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、高度専門職特別選抜により入学した学生の最終試験について、第16条の規定を準用するときは、同条第1項中「最終試験は、第9条第1項の規定に従い所定の単位を修得した上、」とあるのは「最終試験は、」と読み替えるものとする。

第4章 特別研究学生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び研究生

(特別研究学生)

第21条 他の大学院又は外国の大学院との協定に基づき、当該大学院の後期課程に在学する学生で本研究科において研究指導を受けようとする者があるときは、研究科長は、教授会の議を経て、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生の在学期間は、1年とする。ただし、教授会の議を経て研究科長が必要と認めるときは、願い出により1年ごとに期間を延長することができる。

(特別聴講学生)

第22条 他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、当該大学院に在学する学生で、本研究科の授業科目を履修しようとする者があるときは、研究科長は、教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生の在学期間は、履修する授業科目所定の授業期間とする。

3 特別聴講学生の履修授業科目の試験及び単位の授与については、第12条及び第13条の規定を準用する。

(聴講生及び科目等履修生)

第23条 本研究科の授業科目中1科目又は数科目を選んで聴講又は履修しようとする者があるときは、第3条の規定に準じ、教授会の議を経て研究科長が聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。

(研究生)

第24条 研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 教授会の議を経て研究科長が前号と同等以上の学力があると認めたる者

2 研究生の在学期間は、1年以内とし、当該年度を超えないものとする。ただし、研究上必要と認めるときは、研究科長は、教授会の議を経て在学期間を延長することができる。

3 前項ただし書の規定により、在学期間の延長を希望するときは、年度ごとに研究科長に願い出て、許可を受けなければならない。

第5章 補則

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

(略)

附 則

1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日現在前期課程に在学する者については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

3 前項の場合において、改正前の別表第1の表中

「 産業財産権法実践	2				
------------	---	--	--	--	--

とあるのは、

「 産業財産権法実践	2				
知的財産権法実践	2				

と読み替えるものとする。

- 4 前項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修することができないものとする。

左欄	右欄
産業財産権法実践	知的財産権法実践

附 則

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日現在前期課程に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。この場合において、改正前の第 9 条第 2 項中「大学院横断教育科目」とあるのは、「大学院横断教育科目又はグローバルイニシアティブ科目」と、改正前の第 17 条第 2 項中「大学院横断教育科目」とあるのは、「大学院横断教育科目又はグローバルイニシアティブ科目」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日現在前期課程に在学するものについては、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 前項の場合において、改正前の別表第 1 の前期課程・知的財産法プログラムの表中

「

産業財産権関係条約 1	2	○		
-------------	---	---	--	--

」とあるのは

「

知的財産条約	2	○		
--------	---	---	--	--

」と、

「

知的財産権関係契約法	2			
------------	---	--	--	--

」とあるのは

「

知的財産権関係契約法	2			
文化保護法	2		△	
競業法	2		△	
外国知的財産法	2		△	
先端知的財産法研究 1	2		△	
先端知的財産法研究 2	2		△	
先端知的財産法研究 3	2		△	
先端知的財産法研究 4	2		△	

」と読み替えるものとする。

- 4 前項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修することができないものとする。

左欄	右欄
産業財産権関係条約 1	知的財産条約

附 則

- 1 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日現在前期課程及び後期課程に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

- 3 前項の場合における改正前の別表第1の適用については、各プログラムの高度国際性涵養教育科目の項中「他研究科」とあるのは「他研究科等」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
 2 令和6年3月31日現在前期課程に在学するものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
 3 前項の場合において、改正前の別表第1の表中「

「

総合演習	2			
------	---	--	--	--

 」とあるのは

「

総合演習	4			
総合演習	2			
総合演習	1			

 」と、読み替えるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
 2 令和7年3月31日現在前期課程に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。
 2 令和8年3月31日現在前期課程及び後期課程に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
 3 前項の場合において、改正前の別表第1の前期課程・知的財産法プログラムの表中

「

特許法	4	○		
-----	---	---	--	--

 」とあるのは

「

特許法	4	○		
特許法	2	○		

 」と、読み替えるものとする。

別表第1

(前期課程・総合法政プログラム)

下記の要件を全て満たしたうえで、合計30単位以上を修得しなければならない。

区分	分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法
専門 教育 科目	必修	研究指導	研究指導1	2		(1) 必修4単位、選択必修10単位以上、合計24単位以上を修得すること。 (2) 「総合演習」については、開講する授業科目を年度ごとに定める。「総合演習」は副題を付して開講し、副題の異なる
			研究指導2	2		
	選択必修	入門・基礎	公法の基礎	2		
			民法の基礎	2		
			国際政治学概論	2	○	
			法政情報処理	2		
			政治学概論	2	○	

区分	分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法
	公法	憲法 1	2	○	○	<p>る「総合演習」は、異なる科目として扱う。</p> <p>(3) 「研究指導 1」は、最初に履修する研究指導を示し、「研究指導 2」は、その後に履修する研究指導を示す。以下「研究指導 3」、「研究指導 4」の順で履修する。「研究指導」は春学期から夏学期まで及び秋学期から冬学期までにそれぞれ 2 科目以上履修することはできない。</p> <p>(4) 担任教員の承認を得たときは、既に単位を修得した授業科目について、2 科目を限度として翌年度以降に 2 度目の履修をすることができる。ただし、2 度目の履修をすることができる授業科目は、授業内容が年度ごとに異なる科目で、特記事項欄に○印が付された科目とする。</p>
		憲法 2	2	○	○	
		行政法 1	2	○	○	
		行政法 2	2	○	○	
		税法	2	○	○	
		刑法	2	○	○	
		刑事訴訟法	2	○	○	
		国際法 1	2	○	○	
		国際法 2	2	○	○	
		刑事法	2	○	隔年開講	
		刑事法制論	2	○	隔年開講	
		統治論	2	○	隔年開講	
	人権論	2	○	隔年開講		
	私法	民法 1	2	○	○	
		民法 2	2	○	○	
		商法 1	2	○	○	
		商法 2	2	○	○	
		経済法	2	○	○	
		民事訴訟法	2	○	○	
		裁判外紛争処理法	2	○	○	
		裁判学	2		○	
		労働法 1	2	○	隔年開講	
		労働法 2	2	○	隔年開講	
		雇用関係法	2	○	隔年開講	
		社会保障法	2	○	○	
		国際私法	2	○	○	
		国際取引法	2	○	○	
	労働市場法	2	○	隔年開講		
	基礎法学	日本法史	2		○	
		西洋法史	2		○	
		比較法史	2	○	○	
		ローマ法	2	○	○	
		法社会学	2	○	○	
		法政策学	2	○	○	
		英米法	2		○	
		ヨーロッパ法	2		○	
		中国法	2	○	○	
		法理学	2	○	隔年開講	
		法思想史	2	○	隔年開講	
	政治学	政治学	2	○	○	
		政治過程論	2	○	○	
		西洋政治思想史	2	○	○	
日本政治史		2		○		
ヨーロッパ政治史		2		○		
アジア政治史		2	○	○		
行政学		2	○	○		

区分	分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法
	総合・展開	比較政治学	2	○	○	
		地方行政論	2		隔年開講	
		法政情報学 1	2			
		法政情報学 2	2			
		現代中国研究	2			
		自治体インターンシップ特別演習基礎	1			
		自治体インターンシップ特別演習応用	1			
	総合演習	情報管理法	2			
		総合演習	4			
		総合演習	2			
	研究指導	総合演習	1			
		研究指導 3	2			
	研究指導	研究指導 4	2			
	入門・基礎	法文献学	2		留学生のみ履修可	
		日本法総合演習	2	○		
		日本政治総合演習	2			
	知的財産法	意匠法	2	○		
		商標法	2	○		
		著作権法	2	○		
		不正競争防止法	2	○		

区分	授業科目	履修方法
高度国際性涵養教育科目	<ul style="list-style-type: none"> ・本研究科が高度国際性涵養教育科目として開設する科目（高度国際性涵養教育科目欄に○印のある科目）（※） ・他研究科等が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で本研究科が別に指定する科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目 	<p>2単位以上を修得すること。</p> <p>※専門教育科目のうち、高度国際性涵養教育科目欄に○印のある科目は、優先的に高度国際性涵養教育科目の修了要件単位として充当し、専門教育科目の修了要件単位として充当しない。ただし、高度国際性涵養教育科目の2単位を既に充足している場合は、表中の科目区分に充当する。</p>

区分	授業科目	履修方法
高度教養教育科目	<ul style="list-style-type: none"> ・本研究科が開設する次の高度教養教育科目「ロイヤリング（紛争処理）」（2単位） ・他研究科が高度教養教育科目として提供する科目で本研究科が別に指定する科目 ・大学院横断教育科目で本研究科が認める科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目 	2単位以上を修得すること。

(前期課程・研究者養成プログラム)

下記の要件を全て満たしたうえで、合計30単位以上を修得しなければならない。

区分	分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法	
専門 教育 科目	必修	研究指導	研究指導 1	2			(1) 必修4単位、選択必修14単位以上、合計24単位以上を修得すること。 (2) 「総合演習」については、開講する授業科目を年度ごとに定める。「総合演習」は副題を付して開講し、副題の異なる「総合演習」は、異なる科目として扱う。 (3) 「研究指導1」は、最初に履修する研究指導を示し、「研究指導2」は、その後に履修する研究指導を示す。以下「研究指導3」、「研究指導4」の順で履修する。研究指導は春学期から夏学期まで及び秋学期から冬学期までにそれぞれ2科目以上履修することはできない。 (4) 担任教員の承認を得たときは、既に単位を修得した授業科目について、2科目を限度として翌年度以降に2度目の履修をすることができる。ただし、2度目の履修をすることができる授業科目は、授業内容が年度ごとに異なる科目で、特記事項欄に○印が付された科目とする。
			研究指導 2	2			
	選択必修	公法	憲法 1	2	○	○	
			憲法 2	2	○	○	
			行政法 1	2	○	○	
			行政法 2	2	○	○	
			税法	2	○	○	
			刑法	2	○	○	
			刑事訴訟法	2	○	○	
			国際法 1	2	○	○	
			国際法 2	2	○	○	
			刑事法	2	○	隔年開講	
			刑事法制論	2	○	隔年開講	
			統治論	2	○	隔年開講	
			人権論	2	○	隔年開講	
		私法	民法 1	2	○	○	
			民法 2	2	○	○	
			商法 1	2	○	○	
			商法 2	2	○	○	
			経済法	2	○	○	
			民事訴訟法	2	○	○	
			裁判外紛争処理法	2	○	○	
			裁判学	2		○	
			労働法 1	2	○	隔年開講	
			労働法 2	2	○	隔年開講	
			雇用関係法	2	○	隔年開講	
			社会保障法	2	○	○	
			国際私法	2	○	○	
			国際取引法	2	○	○	
		労働市場法	2	○	隔年開講		
		基礎法学	日本法史	2		○	
			西洋法史	2		○	
			比較法史	2	○	○	
			ローマ法	2	○	○	
			法社会学	2	○	○	
			法政策学	2	○	○	
			英米法	2		○	
			ヨーロッパ法	2		○	
			中国法	2	○	○	
	法理学		2	○	隔年開講		
	法思想史	2	○	○			
	政治学	政治学	2	○	○		
		政治過程論	2	○	○		
		西洋政治思想史	2	○	○		

区分	分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法	
		日本政治史	2		○		
		ヨーロッパ政治史	2		○		
		アジア政治史	2	○	○		
		行政学	2	○	○		
		比較政治学	2	○	隔年開講		
		地方行政論	2				
		研究指導	研究指導3	2			
			研究指導4	2			
	選択	入門・基礎	公法の基礎	2			
			民法の基礎	2			
			国際政治学概論	2	○		
			法政情報処理	2			
			法文献学	2			留学生の み履修可
			日本法総合演習	2	○		
			日本政治総合演習	2			
			政治学概論	2	○		
		総合・展開	法政情報学1	2			
			法政情報学2	2			
			現代中国研究	2			
			自治体インターンシップ特別演習基礎	1			
			自治体インターンシップ特別演習応用	1			
			情報管理法	2			
		知的財産法	意匠法	2	○		
			商標法	2	○		
	著作権法		2	○			
	不正競争防止法		2	○			
	総合演習	総合演習	4				
		総合演習	2				
		総合演習	1				

区分	授業科目	履修方法
高度国際性涵養教育科目	<ul style="list-style-type: none"> ・本研究科が高度国際性涵養教育科目として開設する科目（高度国際性涵養教育科目欄に○印のある科目）（※） ・他研究科等が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で本研究科が別に指定する科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目 	<p>2単位以上を修得すること。</p> <p>※専門教育科目のうち、高度国際性涵養教育科目欄に○印のある科目は、優先的に高度国際性涵養教育科目の修了要件単位として充当し、専門教育科目の修了要件単位として充当しない。ただし、高度国際性涵養教育科目の2単位を既に充足している場合は、表中の科目区分に充当する。</p>

区分	授業科目	履修方法
高度教養教育科目	<ul style="list-style-type: none"> ・本研究科が開設する次の高度教養教育科目「ロイヤリング（紛争処理）」（2単位） ・他研究科が高度教養教育科目として提供する科目で本研究科が別に指定する科目 ・大学院横断教育科目で本研究科が認める科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目 	2単位以上を修得すること。

(前期課程・知的財産法プログラム)

下記の要件を全て満たしたうえで、合計30単位以上を修得しなければならない。

区分	分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法		
専門 教育 科目	必修	研究指導	研究指導1	2			(1) 必修4単位、選択必修10単位以上、合計24単位以上修得すること。 (2) 「総合演習」については、開講する授業科目を年度ごとに定める。「総合演習」は副題を付して開講し、副題の異なる「総合演習」は、異なる科目として扱う。 (3) 「研究指導1」は、最初に履修する研究指導を示し、「研究指導2」は、その後に履修する研究指導を示す。以下「研究指導3」、「研究指導4」の順で履修する。「研究指導」は春学期から夏学期まで及び秋学期から冬学期までにそれぞれ2科目以上履修することはできない。 (4) 担任教員の承認を得たときは、既に単位を修得した授業科目について、2科目を限度として翌年度以降に2度目の履修をすることができる。ただし、2度目の履修をすることができる授業科目は、授業内容が年度ごとに異なる科目で、特記事項欄に○印が付された科目とする。	
			研究指導2	2				
	選択必修	知的財産法	特許法	2	○			
			意匠法	2	○			
			デザイン保護法	2				
			商標法	2	○			
			ブランド保護法	2				
			著作権法	2	○			
			不正競争防止法	2	○			
			知的財産関係法	2	○			
			技術保護法	2				
			文化保護法	2				
			競業法	2				
		外国知的財産法	2	○				
		総合演習	総合演習	4				
			総合演習	2				
	総合演習		1					
	研究指導	研究指導3	2					
		研究指導4	2					
	選択	入門・基礎	公法の基礎	2				
			民法の基礎	2				
			国際政治学概論	2	○			
			法政情報処理	2				
			法文献学	2		留学生の履修可		
			日本法総合演習	2	○			
			日本政治総合演習	2				
			政治学概論	2	○			
		公法	憲法1	2	○	○		
			憲法2	2	○	○		
			行政法1	2	○	○		
			行政法2	2	○	○		
			税法	2	○	○		
			刑法	2	○	○		
刑事訴訟法			2	○	○			
国際法1			2	○	○			
国際法2			2	○	○			
刑事法			2	○	隔年開講			
刑事法制論			2	○	隔年開講			
統治論			2	○	隔年開講			
人権論			2	○	隔年開講			
私法		民法1	2	○	○			
		民法2	2	○	○			
		商法1	2	○	○			
		商法2	2	○	○			

区分	分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法
		経済法	2	○	○	
		民事訴訟法	2	○	○	
		裁判外紛争処理法	2	○	○	
		裁判学	2		○	
		労働法1	2	○	隔年開講	
		労働法2	2	○	隔年開講	
		雇用関係法	2	○	隔年開講	
		社会保障法	2	○	○	
		国際私法	2	○	○	
		国際取引法	2	○	○	
		労働市場法	2	○	隔年開講	
	基礎法学	日本法史	2		○	
		西洋法史	2		○	
		比較法史	2	○	○	
		ローマ法	2	○	○	
		法社会学	2	○	○	
		法政策学	2	○	○	
		英米法	2		○	
		ヨーロッパ法	2		○	
		中国法	2	○	○	
		法理学	2	○	隔年開講	
		法思想史	2	○	隔年開講	
	政治学	政治学	2	○	○	
		政治過程論	2	○	○	
		西洋政治思想史	2	○	○	
		日本政治史	2		○	
		ヨーロッパ政治史	2		○	
		アジア政治史	2	○	○	
		行政学	2	○	○	
		比較政治学	2	○	○	
		地方行政論	2		隔年開講	
	総合・展開	法政情報学1	2			
		法政情報学2	2			
現代中国研究		2				
自治体インターンシップ特別演習基礎		1				
自治体インターンシップ特別演習応用		1				
情報管理法		2				

区分	授業科目	履修方法
高度国際性涵養教育科目	<p>選択必修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本研究科が高度国際性涵養教育科目として開設する科目（高度国際性涵養教育科目欄に○印のある科目）（※） ・他研究科等が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で本研究科が別に指定する科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目 	<p>2単位以上を修得すること。</p> <p>※専門教育科目のうち、高度国際性涵養教育科目欄に○印のある科目は、優先的に高度国際性涵養教育科目の修了要件単位として充当し、専門教育科目の修了要件単位として充当しない。ただし、高度国際性涵養教育科目の2単位を既に充足している場合は、表中の科目区分に充当する。</p>

区分	授業科目	履修方法
高度教養教育科目	選択必修 ・本研究科が開設する次の高度教養教育科目 「ロイヤリング（紛争処理）」（2単位） ・他研究科が高度教養教育科目として提供する科目で本研究科が指定する科目 ・大学院横断教育科目で本研究科が別に認める科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目	2単位以上を修得すること。

別表第2(後期課程)

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
憲 法 特 殊 講 義 1	2	経 済 法 特 殊 講 義	2
憲 法 特 殊 講 義 2	2	知 的 財 産 法 特 殊 講 義 1	2
行 政 法 特 殊 講 義 1	2	知 的 財 産 法 特 殊 講 義 2	2
行 政 法 特 殊 講 義 2	2	法 思 想 史 特 殊 講 義	2
行 政 法 特 殊 講 義 3	2	法 理 学 特 殊 講 義	2
行 政 法 特 殊 講 義 4	2	法 社 会 学 特 殊 講 義	2
環 境 法 特 殊 講 義	2	比 較 法 文 化 論 特 殊 講 義	2
税 法 特 殊 講 義	2	中 国 法 特 殊 講 義	2
刑 法 特 殊 講 義 1	2	日 本 法 制 史 特 殊 講 義	2
刑 法 特 殊 講 義 2	2	西 洋 法 制 史 特 殊 講 義	2
刑 法 特 殊 講 義 3	2	ロ ー マ 法 特 殊 講 義	2
刑 事 法 特 殊 講 義	2	比 較 法 論 特 殊 講 義	2
刑 事 訴 訟 法 特 殊 講 義 1	2	政 治 学 特 殊 講 義	2
刑 事 訴 訟 法 特 殊 講 義 2	2	政 治 過 程 論 特 殊 講 義	2
民 法 特 殊 講 義 1	2	比 較 政 治 特 殊 講 義	2
民 法 特 殊 講 義 2	2	現 代 中 国 研 究 特 殊 講 義	2
民 法 特 殊 講 義 3	2	西 洋 政 治 思 想 史 特 殊 講 義	2
民 法 特 殊 講 義 4	2	日 本 政 治 思 想 史 特 殊 講 義	2
民 法 特 殊 講 義 5	2	日 本 政 治 史 特 殊 講 義	2
民 法 特 殊 講 義 6	2	ヨ ー ロ ッ パ 政 治 史 特 殊 講 義	2
商 法 特 殊 講 義 1	2	ア ジ ア 政 治 史 特 殊 講 義	2
商 法 特 殊 講 義 2	2	国 際 政 治 学 特 殊 講 義	2
労 働 法 特 殊 講 義 1	2	西 洋 政 治 史 特 殊 講 義	2
労 働 法 特 殊 講 義 2	2	行 政 学 特 殊 講 義	2
社 会 法 特 殊 講 義	2	法 政 情 報 学 特 殊 講 義 1	2
民 事 訴 訟 法 特 殊 講 義 1	2	法 政 情 報 学 特 殊 講 義 2	2
民 事 訴 訟 法 特 殊 講 義 2	2	文 献 講 読 1	2
裁 判 法 特 殊 講 義 1	2	文 献 講 読 2	2
裁 判 法 特 殊 講 義 2	2	法 文 献 学 特 殊 講 義	2
国 際 法 特 殊 講 義 1	2	特 定 研 究	2
国 際 法 特 殊 講 義 2	2	研 究 演 習 1	2
国 際 私 法 特 殊 講 義	2	研 究 演 習 2	2
国 際 取 引 法 特 殊 講 義	2	プ ロ ジ ェ ク ト 研 究	2
国 際 経 済 法 特 殊 講 義	2		

備考

1 「文献講読1」は最初に履修する文献講読を示し、「文献講読2」は、その後に履修する文献講読を示す。研究演習についても同様である。

- 2 「法文献学特殊講義」は履修対象者を留学生に限定して開講する。
- 3 特定研究については、開講する授業科目を年度ごとに定める。特定研究は副題を付して開講し、副題の異なる特定研究は、異なる科目として扱う。

大阪大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨及び目的等)

第1条 この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の大学院の修業年限、教育方法その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

2 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

3 本学大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(課程及び標準修業年限)

第2条 本学大学院の課程は、博士課程とする。ただし、医学系研究科においては、修士課程及び博士課程とし、高等司法研究科においては、法科大学院の課程とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学系研究科医学専攻、歯学研究科又は薬学研究科医療薬学専攻の博士課程（以下「医学・歯学・薬学の博士課程」という。）の標準修業年限は、4年とする。

4 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する。ただし、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程にあっては、この区分を設けないものとする。

5 前項の前期課程は、標準修業年限を2年とし、これを修士課程として取り扱うものとする。

6 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

7 第3項及び第4項の規定にかかわらず、大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科の博士課程は、後期課程のみの博士課程とし、その標準修業年限は、3年とする。

8 第10条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を標準修業年限とする。

(研究科、専攻及び課程)

第3条 本学大学院に置く研究科、専攻及びその課程は、次表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	人文学、言語文化学、外国学、日本学、芸術学	博士課程
人間科学研究科	人間科学	博士課程
法学研究科	法学・政治学	博士課程
経済学研究科	経済学、経営学系	博士課程
理学研究科	数学、物理学、化学、生物科学、高分子科学、宇宙地球科学	博士課程
医学系研究科	医学、保健学	博士課程
	医科学	修士課程
歯学研究科	口腔科学	博士課程
薬学研究科	創成薬学、医療薬学	博士課程
工学研究科	生物工学、応用化学、物理学系、機械工学、マテリアル生産科学、電気電子情報通信工学、環境エネルギー工学、地球総合工学、ビジネスエンジニアリング	博士課程
基礎工学研究科	物質創成、機能創成、システム創成	博士課程

国際公共政策研究科	国際公共政策、比較公共政策	博士課程
情報科学研究科	情報基礎数学、情報数理学、コンピュータサイエンス、情報システム工学、情報ネットワーク学、マルチメディア工学、バイオ情報工学	博士課程
生命機能研究科	生命機能	博士課程
高等司法研究科	法務	法科大学院の課程
大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科	小児発達学	博士課程

2 前項の高等司法研究科は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に定める専門職大学院とする。

（課程の目的）

第4条 修士課程及び前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第5条 後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第5条の2 法科大学院の課程は、専門職大学院設置基準に定める専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

第2章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第5条の3 本学大学院の教育課程は、専門教育、国際性涵養教育及び教養教育を基に体系的に編成するものとする。

第5条の4 本学大学院（専門職大学院を除く。以下次項、第5条の6第1項、第9条の2、第9条の4第1項及び第12条において同じ。）においては、その教育上の目的を達成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学大学院においては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第5条の5 専門職大学院においては、その教育上の目的を達成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、開設するものとする。

2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

（特定分野大学院プログラム等）

第5条の6 各研究科において編成する教育課程を充実させるため、本学大学院に、次のプログラムを開設する。

特定分野大学院プログラム

分野連携大学院プログラム

卓越大学院プログラム

博士課程教育リーディングプログラム

理工情報系オーナー大学院プログラム

人文社会科学系オーナー大学院プログラム

2 前項の各プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(大学院副専攻プログラム等)

第5条の7 第5条の3から前条までに規定する教育課程等のほか、本学に、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、次のプログラム等を開設する。

大学院副専攻プログラム
大学院等高度副プログラム
高度教養モジュール

2 前項の各プログラム等に関し必要な事項は、別に定める。
(学修証明書等)

第5条の8 第5条の3から第5条の6までに規定する教育課程又はプログラムの一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。

3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(教育方法等)

第6条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、専門職大学院にあっては、研究指導を除くものとする。

2 各研究科の授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において別に定める。

3 授業の方法及び各授業科目の単位の計算方法については、本学学部学則第10条の2の2及び第10条の2の3の規定を準用する。

4 第2項に規定する授業科目のほか、次の授業科目を開設する。

大学院横断型の教育に関する授業科目(以下「大学院横断教育科目」という。)
博士課程教育リーディングプログラムに関する授業科目(以下「リーディングプログラム科目」という。)
国際交流科目

5 大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目及び国際交流科目に関し必要な事項は、別に定める。

6 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第7条 本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長(研究科長から委任を受けた者を含む。以下同じ。)が必要と認めるときは、当該研究科の他の専攻の授業科目、他の研究科の授業科目若しくは前条第4項の授業科目又は学部の授業科目を履修し、これを第15条に規定する単位に充当することができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第8条 本学大学院においては、研究科長が当該研究科教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院の授業科目、外国の大学院の授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目を学生に履修させることができる。

2 前項に規定する授業科目の履修については、本学学部学則第10条の3第1項の規定を準用する。

3 第1項の規定により修得した単位は、15単位を限度として、これを第15条に規定する単位に充当することができる。

(特別の課程における学修)

第8条の2 本学大学院においては、研究科長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。当該条及び次条において同じ。)における学修を、本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第3項により修得した単位と合わせて15単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条の3 本学大学院においては、研究科長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に大学院、外国の大学院又は国際連合大学の教育課程において修得した授業科目の単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を本学大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定により修得したものとして認定することができる単位数は、第24条の2第1項に規定する入学又は第32条第2項に規定する再入学若しくは転学を許可された場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を限度として、第15条に規定する単位に充当することができるものとし、第8条第3項及び前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を限度とする。

第8条の4 専門職大学院における他の大学院における授業科目、外国の大学院における授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目の履修、特別の課程における学修及び入学前の既修得単位の認定については、当該研究科の定めるところによる。

第9条 本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、他の大学院等又は外国の大学院等とあらかじめ協議の上、当該大学院等において必要な研究指導（第45条で規定する国際連携専攻の学生が第46条で規定する連携外国大学院において受けるものを除く。）を受けることができる。

2 前項の研究指導を受ける期間は、修士課程及び前期課程の学生にあつては、1年を超えることはできない。

（成績評価基準等の明示等）

第9条の2 本学大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学大学院においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第9条の3 専門職大学院においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院においては、学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（組織的な研修等）

第9条の4 本学大学院においては、教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 専門職大学院においては、教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（長期にわたる課程の履修）

第10条 研究科長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第2条第2項、第3項及び第5項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（教育職員の免許状授与の所要資格の取得）

第10条の2 本学大学院における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

第3章 課程の修了及び学位の授与

（試験及び評価）

第11条 履修した各授業科目の可否は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、A+からC-までを合格、Fを不合格とする。

A+（90点以上）

- A (85点以上90点未満)
- A- (80点以上85点未満)
- B+ (75点以上80点未満)
- B (70点以上75点未満)
- C+ (65点以上70点未満)
- C (61点以上65点未満)
- C- (60点以上61点未満)
- F (60点未満)

(学位論文の提出等)

第12条 本学大学院においては、在学期間中に学位論文を当該研究科長に提出し、最終試験を受けるものとする。ただし、第15条第1項本文に規定する特定の課題についての研究の成果の審査を受ける場合並びに同条第2項に規定する試験及び審査を受ける場合は、この限りでない。

第13条 後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

2 医学・歯学・薬学の博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

3 生命機能研究科の博士課程に5年以上(第24条の2の規定により入学を許可された者にあつては3年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

4 研究科長は、前3項の許可を与える場合は、研究科教授会の議を経なければならない。

(学位論文の審査等)

第14条 学位論文の審査及び最終試験は、当該研究科教授会が、審査委員会を設けて行う。

2 学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を実施するものとする。

3 学位論文の審査に当たって必要があるときは、当該研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

4 第1項及び前項の規定は、次条第2項に規定する試験及び審査を行う場合について準用する。

(修了要件)

第15条 修士課程又は前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期課程において修得すべきものについての審査

3 前項の規定は、第2条第3項に規定する標準修業年限を5年とする博士課程における一貫した人材養成上の目的を有する教育課程を履修する者に限り適用することができる。

4 医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は、この課程に5年(修士課程又は前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に

合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年（修士課程又は前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 5 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者の医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は、この課程に修士課程又は前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年（修士課程又は前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 6 医学・歯学・薬学の博士課程の修了の要件は、この課程に4年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者又は施行規則第156条の規定により、後期課程への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合の後期課程の修了の要件は、この課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 8 前項本文の規定にかかわらず、各研究科において必要と認めるときは、前項の修了要件として、所要の授業科目について、所定の単位を修得することを加えることができる。
- 9 法科大学院の課程の修了の要件は、この課程に3年以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の授業科目について、98単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という。）については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

（大学院における在学期間の短縮）

- 第15条の2 入学前に本学大学院及び他の大学院において修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限るものとし、大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学大学院において修得したものと認定することのできる場合であつて、当該単位の修得により当該研究科の修士課程又は博士課程（後期課程を除く。）若しくは法科大学院の課程の教育課程の一部を履修したと当該研究科が認めるときは、修得した単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 2 前項の規定は、修士課程又は前期課程を修了した者の前条第4項及び第5項に規定する博士課程における在学期間（同条第4項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程又は前期課程における在学期間を除く。）及び法学既修者の在学期間については、適用しない。

（学位の授与）

- 第16条 第15条第1項から第7項まで及び前条の規定により課程を修了した者には、総長は、当該課程に応じて修士又は博士の学位を授与する。
- 2 第15条第9項及び前条の規定により法科大学院の課程を修了した者には、総長は、法務博士の学位を授与する。

3 第1項に規定するもののほか、生命機能研究科の博士課程において、第15条第1項及び第2項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、総長は、修士の学位を授与することができる。

第17条 前条第1項及び第3項の学位には、研究科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	修士	博士
人文学研究科	文学	文学
	言語文化学	言語文化学
	日本語・日本文化	日本語・日本文化
人間科学研究科	人間科学	人間科学
法学研究科	法学	法学
経済学研究科	経済学	経済学
	応用経済学	応用経済学
	経営学	経営学
	理学研究科	理学
医学系研究科	医科学	医学
	公衆衛生学	
	保健学	保健学
	看護学	看護学
歯学研究科		歯学
薬学研究科	薬科学	薬科学
		薬学
工学研究科	工学	工学
基礎工学研究科	工学	工学
		理学
		国際公共政策研究科
情報科学研究科	情報科学	法学
		経済学
		情報科学
		理学
		工学
生命機能研究科	生命機能学	生命機能学
		理学
		工学
大阪大学・金沢大学 ・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連 合小児発達学研究科	小児発達学	小児発達学

2 前条第2項の法務博士の学位には、専門職と付記するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、学際領域等の分野を専攻した者で、当該研究科教授会の議を経て総長が適当と認めるときは、学術と付記することができる。

第18条 前条に定めるもののほか、修士、博士及び法務博士の学位については、本学学位規程の定めるところによる。

第19条 削除

第4章 入学、休学、退学、転学、転科、留学、再入学及び専攻の変更
(入学資格等)

第20条 修士課程、前期課程、生命機能研究科の博士課程又は法科大学院の課程に入学することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程（学校教育法第125条の2第1項に規定する特定専門課程をいう。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする研究科において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (10) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの（当該単位の修得の状況及び法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認められたものを含む。）
 - (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
 - (12) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 第21条 修士課程、前期課程、生命機能研究科の博士課程又は法科大学院の課程の入学志願者は、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。
- 第22条 修士課程、前期課程又は生命機能研究科の博士課程の入学志願者に対しては、入学者受入れの方針に基づき学力検査を行い、志望理由を記載した書類、成績証明書等を総合して、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。
- 2 法科大学院の課程の入学志願者に対しては、高等司法研究科において定めるところにより入学者受入れの方針に基づき選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。
- 第23条 後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度に

において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第24条 後期課程の入学志願者に対しては、本学大学院において修士の学位を取得した者については、当該前期課程における学業成績及び修士論文等により、その他の志願者については、各研究科において定めるところにより、入学者受入れの方針に基づきそれぞれ選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第24条の2 生命機能研究科の博士課程第3年次への入学志願者については、総長は、当該研究科において定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学した者にかかる修了要件等については、当該研究科において別に定める。

第25条 医学・歯学・薬学の博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

(1) 大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程（以下「医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程」という。）を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする研究科において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(8) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの

(9) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの

(10) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第26条 医学・歯学・薬学の博士課程の入学志願者に対しては、各研究科において定めるところにより選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第27条 第21条の規定は、後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程第3年次の入学志願者に準用する。

(在学年限)

第28条 修士課程及び前期課程には4年、後期課程には5年、医学・歯学・薬学の博士課程及び法科大学院の課程には6年、生命機能研究科の博士課程には7年を超えて在学することはできない。ただし、後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程、生命機能研究科の博士課程及び法科大学院の課程に限り、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、在学の年限を延長することができる。

2 学生が前項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

(入学の時期等)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科長が特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。

2 入学の手続、許可及び許可の取り消し並びに退学及び転学については、本学学部学則の規定を準用する。

3 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生は、その身分を失う。

(1) 第38条第1項の規定により入学料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの

(2) 第38条の2の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者

(休学)

第30条 休学期間は、修士課程及び前期課程においては2年、後期課程及び法科大学院の課程においては3年、医学・歯学・薬学の博士課程においては4年、生命機能研究科の博士課程においては5年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、休学期間を延長することができる。

2 前項のほか、休学については本学学部学則の規定を準用する。

(留学)

第31条 外国の大学院に留学を志望する学生は、研究科長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第2条第2項、第3項、第5項及び第6項に規定する修業年限に算入するものとする。

(転科等)

第32条 転科又は専攻の変更を志願するときは、志願先の研究科長は、選考の上教授会の議を経て、転科又は専攻の変更を許可することがある。

2 再入学を志願するとき並びに他の大学院及び国際連合大学から転学を志願するときは、総長は、選考の上教授会の議を経て、再入学又は転学を許可することがある。

3 前2項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科教授会の議を経て研究科長が行うものとする。

第5章 除籍、復籍及び懲戒

(除籍等)

第33条 除籍、復籍及び懲戒については、本学学部学則の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

第34条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。ただし、本学大学院の修士課程、前期課程又は法科大学院の課程を修了し、引き続き後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程第3年次に入学を志願する者に

については、検定料を徴収しない。

- 2 前項の規定は、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の大学院修士課程、前期課程又は法科大学院若しくは教職大学院の課程を修了し、引き続き大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所に入学を志願する者について準用する。

(入学料の納付)

- 第35条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。ただし、本学大学院の修士課程、前期課程又は法科大学院の課程を修了し、引き続き後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程第3年次に入学する者については、入学料を徴収しない。

- 2 前項の規定は、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の大学院修士課程、前期課程又は法科大学院若しくは教職大学院の課程を修了し、引き続き大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所に入学を志願する者について準用する。

(授業料の納付)

- 第36条 大学院学生は、授業料を毎年前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。

- 2 授業料の納付及び月割分納等については、本学学部学則の規定を準用する。

(検定料、入学料及び授業料の額)

- 第37条 第34条の検定料、第35条の入学料及び第36条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程(以下「納付金規程」という。)の定めるところによる。

(検定料の免除)

- 第37条の2 検定料の免除については、本学学部学則の規定を準用する。

(入学料の免除等)

- 第38条 本学大学院に入学する者(科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項において同じ。)であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であると認められるもの及びこれに該当しない者であっても、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下この号において「学資負担者」という。)が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

- 2 第29条第3項の規定により学生の身分を失った場合は、当該学生に係る入学料の全部又は一部を免除することができる。

- 第38条の2 前条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予については、本学学部学則の規定を準用する。

(授業料の免除等)

- 第39条 授業料の免除及び徴収猶予については、本学学部学則の規定を準用する。

(納付済の検定料、入学料及び授業料)

- 第39条の2 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

- 2 第22条第2項に規定する法科大学院の課程の入学志願者に対する選考において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に合格しなかった者に対し、当該者の申出により、前項の検定料のうち、納付金規程第2条第5項において定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返付する。

- 3 第36条第2項の規定により、学部学則第46条第2項の規定を準用して前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

第7章 収容定員

(収容定員)

第40条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

第8章 特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生

(特別研究学生等)

第41条 本学大学院に特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生の制度を置く。

2 他の大学院、外国の大学院又は国際連合大学の教育課程に在学する学生で、本学大学院又は本学の研究所（各附置研究所、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設、免疫学フロンティア研究センター、量子情報・量子生命研究センター、ヒューマン・メタバース疾患研究拠点及び感染症総合教育研究拠点をいう。）において研究指導を受けようとするものがあるときは、研究科長又は研究所の長は、これを特別研究学生として入学を許可することができる。

3 特別研究学生の授業料及びその納付については、本学学部学則の研究生に関する規定を準用する。ただし、特別研究学生が国立大学の大学院の学生であるとき又は本学と相互に授業料の不徴収を定めた大学間特別研究学生交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき研究指導を受ける公立若しくは私立の大学の大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

5 特別研究学生の除籍については、本学学部学則の研究生に関する規定を準用する。

6 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、本学学部学則の特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生に関する規定を準用する。

7 外国人で、留学のため本学に大学院学生、特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を外国人留学生という。

8 第3項本文、第6項及び第7項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

第9章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第41条の2 本学に、本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、大学院科目等履修生高度プログラムその他の履修証明プログラムを編成することができる。

2 前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生高度プログラムその他の履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 学年、学期及び休業日

(学年等)

第42条 学年、学期及び休業日については、本学学部学則の規定を準用する。

第11章 教員組織

(教員組織)

第43条 本学大学院を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

2 大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所の教育研究は、本学、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の協力により実施する。

第12章 研究科委員会等

(研究科委員会等)

第44条 研究科教授会の審議事項のうち、特定の事項について審議を行うため、当該研究科に研究科委員会等を置くことができる。

2 研究科委員会等の組織は、当該研究科の定めるところによる。

第13章 国際連携専攻に関する特例

(国際連携専攻の設置)

第45条 研究科（高等司法研究科を除く。以下同じ。）は、教育上の目的を達成するために必

要があると認める場合には、外国の大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。

（国際連携教育課程の編成）

第46条 国際連携専攻を設ける研究科は、第5条の3及び第5条の4第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。

（共同開設科目）

第47条 国際連携専攻を設ける研究科は、第5条の3及び第5条の4第1項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻を設ける研究科が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、7単位を超えない範囲で、当該研究科又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該研究科及び連携外国大学院において修得した単位数が、第49条第1項及び第2項の規定により当該研究科及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該研究科及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定等）

第48条 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

（国際連携専攻に係る修了要件）

第49条 国際連携専攻の修士課程又は前期課程の修了の要件は第15条第1項に、同専攻の医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は同条第4項及び第5項に、同専攻の医学・歯学・薬学の博士課程の修了の要件は同条第6項に、それぞれ定めるもののほか、国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。

2 前項により国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第8条若しくは第8条の2又は第48条第1項の規定により充当することができ、又は修得したものとして認定することができ、若しくは修得したものとしてみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第8条の2の規定により修得したものとして認定することができる単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携専攻学生の授業料等）

第50条 国際連携専攻の学生のうち、連携外国大学院を主として入学する学生の本学における検定料、入学料及び授業料については、第34条本文、第35条本文及び第36条第1項の規定にかかわらず、その全額を徴収しない。

（その他）

第51条 本学則に定めるもののほか、国際連携専攻に係る次の各号に掲げる事項については、あらかじめ当該専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議により、別に定める。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 教育組織の編成に関する事項
- (3) 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- (4) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (5) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (6) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (7) その他国際連携専攻に関する事項

附 則

- 1 この学則は、昭和50年4月16日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
(略)

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。
2 令和8年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び令和8年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第11条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

別表

大学院収容定員表

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程の前期課程 又は法科大学院の課程		博士課程の後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程		収容定員
		1年当	収容定員	1年当	収容定員	
法学研究科	法学・政治学 計	35 35	70 70	12 12	36 36	106

大阪大学学位規程

(総則)

- 第1条 大阪大学(以下「本学」という。)において授与する学位は、学士、修士、博士及び法務博士とする。
- 2 本学において授与する修士、博士及び法務博士の学位については、大阪大学大学院学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 3 学士の学位については、大阪大学学部学則の定めるところによる。

(学位に付記する専攻分野等の名称)

- 第2条 本学において授与する修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学	医科学	日本語・日本文化
人間科学	公衆衛生学	国際公共政策
法学	保健学	情報科学
経済学	看護学	生命機能学
応用経済学	薬科学	小児発達学
経営学	工学	
理学	言語文化学	

- 2 本学において授与する博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学	保健学	国際公共政策
人間科学	看護学	情報科学
法学	歯学	生命機能学
経済学	薬科学	小児発達学
応用経済学	薬学	
経営学	工学	
理学	言語文化学	
医学	日本語・日本文化	

- 3 前2項の規定にかかわらず、専攻分野が学際領域等に係るもので、当該研究科教授会の議を経て総長が適当と認めるときは、学術と付記することができる。
- 4 本学において授与する法務博士の学位には、専門職と付記するものとする。

(学位の授与要件)

- 第3条 学位は、学則の定めるところにより、所定の課程を修了した者に授与する。
- 2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、学則の定めるところにより、生命機能研究科の博士課程において、修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも授与することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、博士の学位は、博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)した者にも授与することができる。

(課程を経る者の論文の提出)

- 第4条 本学大学院の課程(法科大学院の課程を除く。)を経る者(前条第2項に規定する者を含む。以下同じ。)の学位論文は、学則の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、博士論文にあっては、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添付しなければならない。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

- 第5条 第3条第3項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に博士論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書を添え、学位に付記する専攻分野を指定して総長に提出するものとする。
- 2 前項の申請は、別に定める論文審査手数料を納付後に行うものとし、申請期間は、当該納付した日から4日以内とする。
- 3 総長は、前項の納付を確認後、第1項の申請書類を受理したときは、専攻分野に応じて、当該研究科長に回付するものとする。

(論文)

第 6 条 審査を受けるため提出する学位論文(学則第 15 条第 1 項本文の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。)は、1 篇とし、所定の部数を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、研究科教授会は、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

第 7 条 受理した学位論文及び論文審査手数料は、返付しない。

(学位論文の審査の付託)

第 8 条 研究科長は、学位論文を受理(第 5 条第 3 項の規定により総長から回付された場合を含む。)したときは、その審査及び最終試験又は学力の確認を当該研究科教授会に付託するものとする。

(審査委員会)

第 9 条 研究科教授会は、審査を付託された学位論文の審査等を行うため、審査委員会を設けるものとする。ただし、学則第 45 条に規定する国際連携専攻(以下「国際連携専攻」という。)における学位論文の審査等を行う場合は、学則第 46 条に規定する連携外国大学院(以下「連携外国大学院」という。)との合同の審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会は、当該研究科教授 2 名以上の委員で組織する。ただし、修士論文の審査にあつては、当該研究科の教授 1 名及び准教授 1 名以上とすることができる。

3 第 1 項ただし書に規定する合同の審査委員会の場合は、前項で規定する審査委員会の委員のほか、連携外国大学院の教員が委員として参画するものとする。

4 前 2 項の場合において、必要があるときは、研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

5 審査委員会の委員は、公表するものとする。

6 審査委員会の委員は、学位論文の審査等に関し、供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(論文の発表会)

第 9 条の 2 学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を公開で実施するものとする。ただし、当該論文の内容に関し、知的財産を保護する必要があるとき又は秘密保持の義務を課した本学の契約を遵守する必要があるときは、非公開とすることができる。

(課程を経る者の最終試験)

第 10 条 学則第 12 条本文に規定する最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある科目について、口答試験又は筆答試験により行う。

(課程を経ない者の学力の確認)

第 11 条 第 3 条第 3 項に規定する学力の確認は、学位論文に関連のある科目及び外国語について、口答試験又は筆答試験により行うものとする。

2 前項の外国語については、2 種類を課すものとする。ただし、研究科教授会が特別の事由があると認めるときは、1 種類のみとすることができる。

第 12 条 本学大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者が、博士論文を提出したときは、各研究科で定める年限内に限り、学力の確認を行わないことがある。

(審査期間)

第 13 条 審査委員会は、博士論文が提出された日から 1 年以内に、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第 14 条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。ただし、修士の学位については、学位を授与できるか否かの意見のみを報告すれば足りるものとする。

(博士論文研究基礎力審査)

第14条の2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に代えて、学則第15条第2項に規定する試験及び審査(以下「博士論文研究基礎力審査」という。)を行う場合については、第9条及び前条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「審査を付託された学位論文の審査等」とあり、同条第2項中「修士論文の審査」とあり、及び同条第6項中「学位論文の審査等」とあるのは「博士論文研究基礎力審査」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士論文研究基礎力審査の内容、方法等については、当該博士課程の目的に応じ、研究科において定めるものとする。

(学位授与の議決等)

第15条 研究科教授会は、第14条(前条第1項において準用する場合を含む。)の報告を受け、学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。ただし、研究科の定めるところにより、教授会通則第9条に規定する代議員会等に委任し、その議決をもって研究科教授会の議決に代えることができる。

2 前項の議決には、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の同意がなければならぬ。

第16条 研究科教授会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は、文書で総長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、博士の学位にあっては、博士論文とともに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を添付するものとする。

(学位の授与)

第17条 総長は、前条の報告を受け、学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位簿への登録)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に当該博士論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

2 前項の規定による公表は、本学の機関リポジトリの利用により行う。

(博士論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科長の承認を得て、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、研究科教授会の議を経て、その公表を承認するとともに、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとし、本学においては機関リポジトリの利用により行うものとする。

(学位名称の使用)

第21条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。ただし、国際連携専攻に係る学位にあっては、連携外国大学院の大学名を併記するものとする。

(学位の取消)

第22条 学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、総長は、当該研究科教授会の意見を聴いた上、教育研究評議会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 学位を授与された者に、その名誉を汚す行為があったときは、前項の例により、当該学位を取り消すことがある。

(学位記の様式)

第 23 条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

2 国際連携専攻における学位記の表記は、別表十二及び別表十三のとおり日本語とする。ただし、連携外国大学院との協議により、連携外国大学院が所在する国の公用語又は国際的通用性のある第三国の言語を併記することができる。

(雑則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 国際連携専攻における学位申請手続き及び学位論文の審査方法等については、この規程に定めるもののほか、連携外国大学院との協議により別に定めることができるものとする。

附 則

1 この規程は、昭和 34 年 11 月 18 日から施行し、昭和 30 年 1 月 1 日から適用する。

(略)

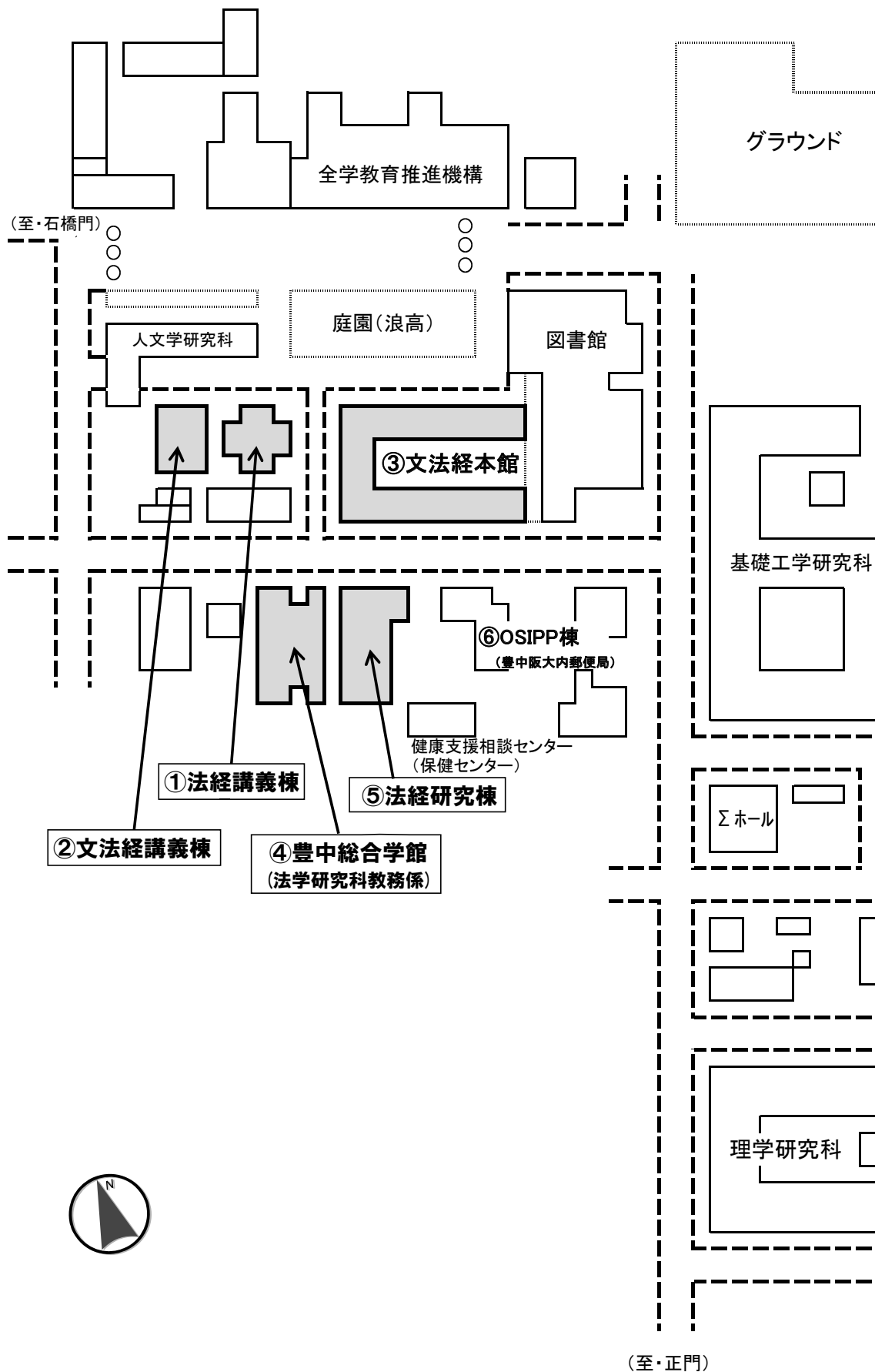
附 則

1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

Web 上では掲載を省略させていただきます。
(74～76 ページ)

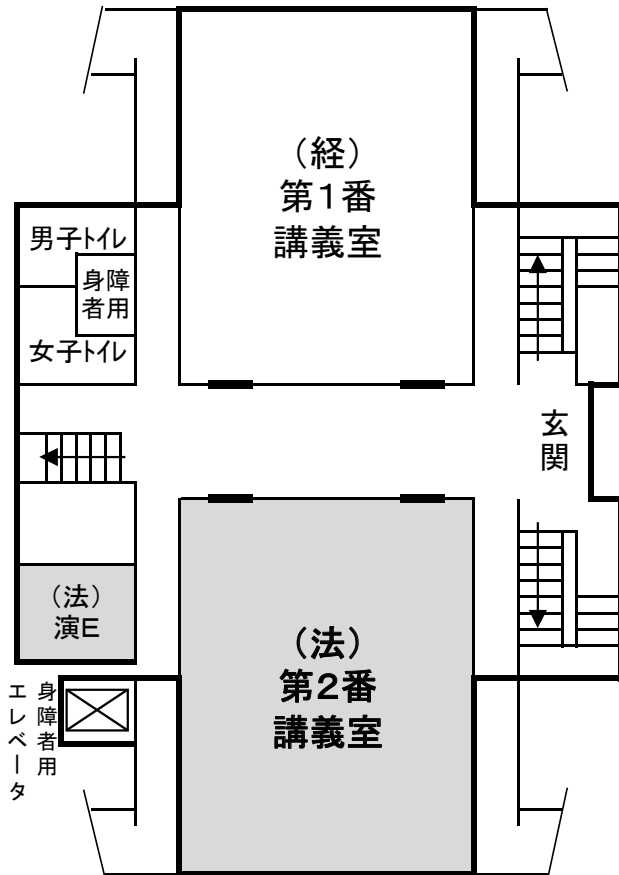
周辺図



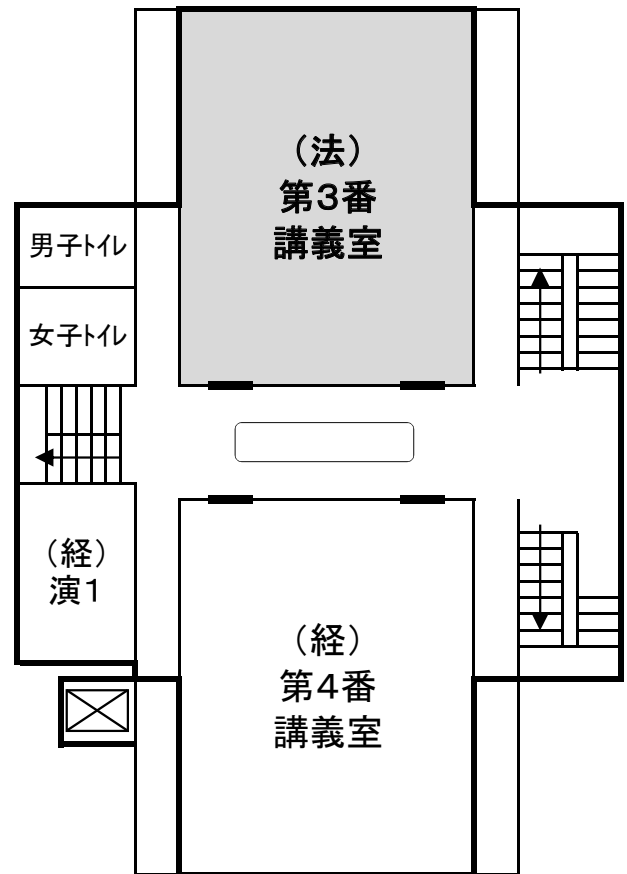
①法・経講義棟



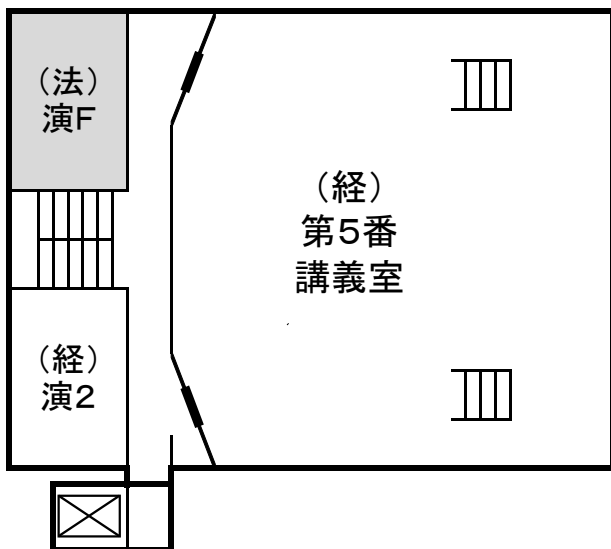
1 階



2 階



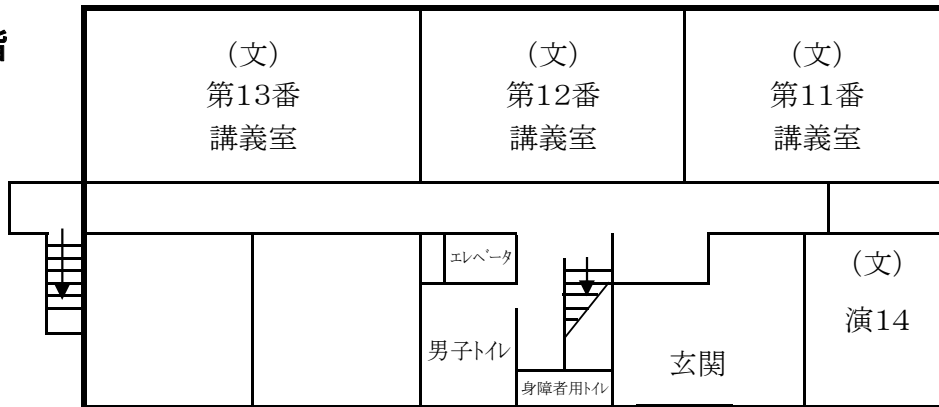
3階



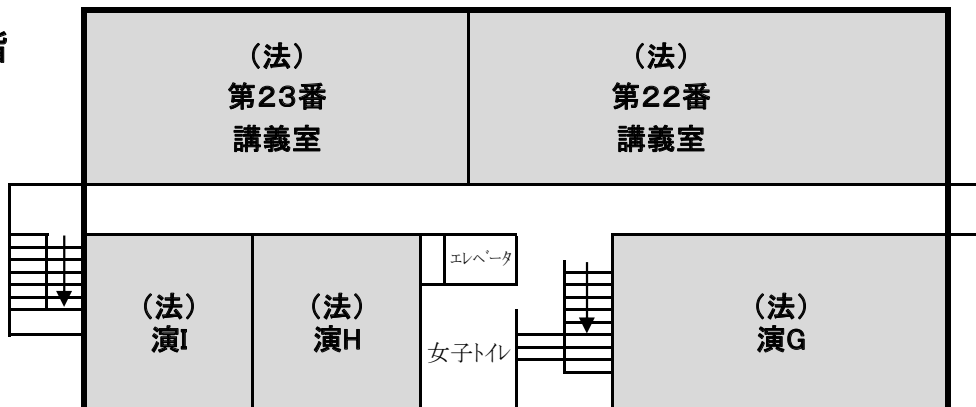
②文・法・経講義棟



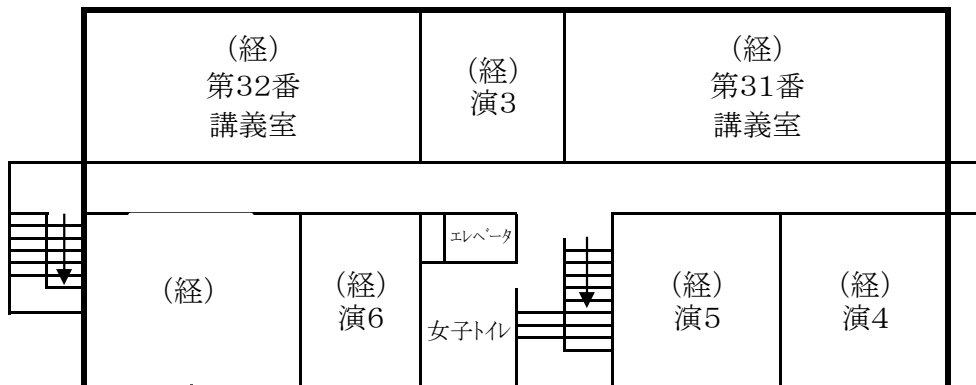
1 階



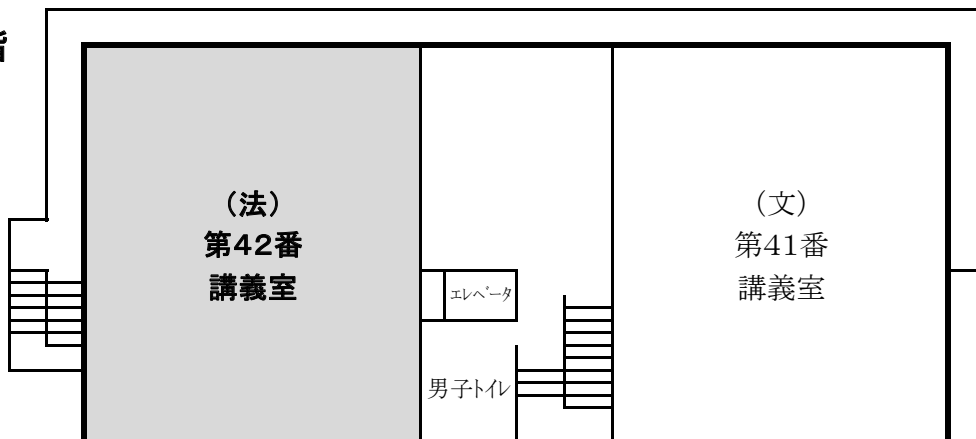
2 階



3 階

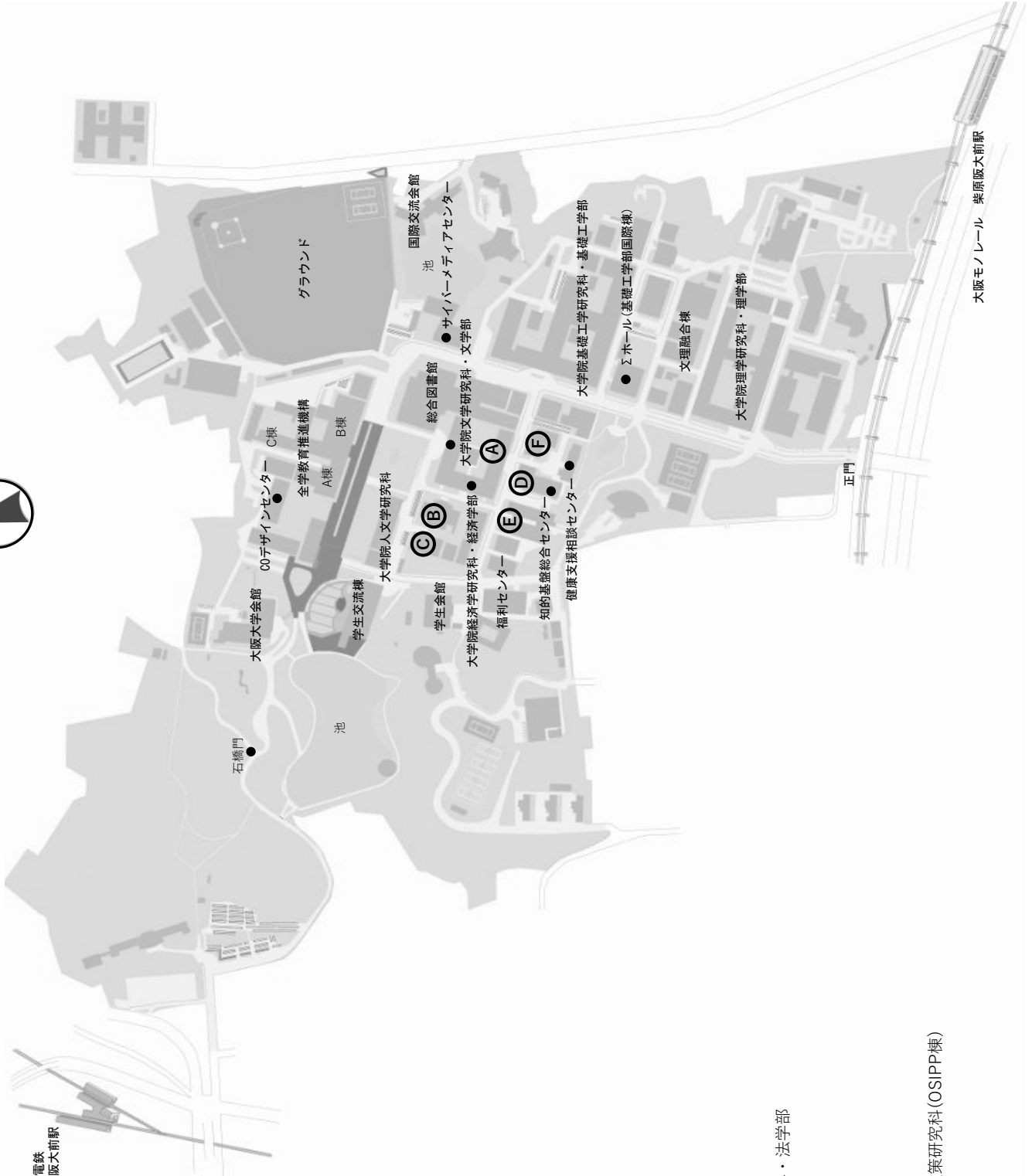


4 階



Web 上では掲載を省略させていただきます。
(80～84 ページ)

【豊中地区】



- A** 大学院法学研究科・法学部
- B** 法経講義棟
- C** 文法経講義棟
- D** 法経研究棟
- E** 豊中総合学館
- F** 大学院国際公共政策研究科(OSIPP棟)

2026（令和8）年度

学生ハンドブック

大阪大学大学院法学研究科

〒560-0043 豊中市待兼山町1-6

(TEL) 06-6850-6111（代表）

